

令和 2 年

第 1 回 忠岡町議会定例会会議録

第 2 日

令和 2 年 3 月 1 1 日

忠 岡 町 議 会

令和2年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

令和2年3月11日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 和田 善臣議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 勝元由佳子議員	11番 河野 隆子議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	柏原 憲一	町長公室次長兼人権広報課長	
住民部長	軒野 成司		明松 隆雄
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育部長	立花 武彦	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	花野 勝也		石本 秀樹
消防次長兼消防署長	森下 孝之		

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
主 査	川端 謙太

(会議の顛末)

議長(杉原 健士議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長(杉原 健士議員)

ただいまから、会議を再開いたします。

(「午前10時00分」再開)

議長(杉原 健士議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局(阿児 英夫局長)

議長。

議長(杉原 健士議員)

局長。

議会事務局(阿児 英夫局長)

令和2年第1回忠岡町議会定例会議事日程(2日目)について、ご報告申し上げます。

日程第1 一般質問

以上でございます。

議長(杉原 健士議員)

日程第1、一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

なお質問時間は、無所属なだ会の代表質問が60分、以降の一般質問が30分となっておりますので、ご協力お願いいたします。

議長(杉原 健士議員)

まず、初めに無所属なだ会の代表質問として、三宅良矢議員の発言を許します。

8番(三宅 良矢議員)

議長。

議長(杉原 健士議員)

三宅議員。

8番(三宅 良矢議員)

無所属なだ会を代表いたしまして、会派代表質問を3月議会にてさせていただきます。

通告書にございますとおり、まずは職員採用及び定着に向けての取組や行動についてで

ございます。当該質問を最優先に持ってこさせていただいた理由は、関係者皆様方お分かりのことと思いますが、事務報告書にも掲載されていた役場職員181人中、離職者が定年退職者を除いても10名以上、忠岡町内全体で約10%が退職されるという事実を受けたことによります。40代前後の採用抑制時代を経ているので、まさに30歳ぐらいから50前といった人材が乏しいということは、これから今後10年先を見据えた中で、業務の中核を担う経験を積んだ人材がいなくなるという危機が迫っているということになります。これらの事実を踏まえまして、2点ご質問させていただきます。

1点目です。まずは確認です。今年度は全体で計何人の退職者が発生し、それは職員全体の何%になるのでしょうか。

2点目です。過去20年間の定年退職者を除く正職の離職人数の変遷はどのようなものなのでしょうか。2点お答えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

まず、質問を頂いております1点目でございますが、今年度の退職者数は18名となりまして、率にいたしますと10.3%程度というところでございます。

それから、2点目でございます。過去20年間の定年退職者を除く、いわゆる離職者数の変遷というところでございますが、平成12年から20年間のデータとなりますが、総退職者数が281名、ここから定年退職91名、それから忠岡病院の職員の退職というのもございますので、それが87名を除くと、自己都合による退職が103名でございます。自己都合による退職者のうち、40歳以上が66名で、40歳未満が37名となっております。忠岡病院の職員を除いた平均といたしましては、年に10名程度の退職となっております。そのうち自己都合による退職が5名となっております。平成12年度から30年度までの間では、平成27年度を除いて平均的な状況ですが、27年度に関しては自己都合による退職が、7名のうち5名が20代の職員であったというところでございます。同様に今年度においても、自己都合退職のうち若手の職員が多くを占めるというふうな状況になっておるところでございます。よろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

確認となりますが、忠岡病院を除く自己都合退職者は103名ということでしたので、

単純に言うたら、平成27年と令和元年度、今年度ですね、この2カ年だけでも20名が退職ということで、トータル、長い目で見ると、近年の自己都合の退職者の割合は高くなっているという認識でよろしいでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

自己都合による退職者が高くなってる、特にその中でも若手がちょっと若干占めてるのかなというところでございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

現状を鑑みますと、今後の採用についても、日本全体では20代、22から30歳、大卒の新人を採るといふ、結構若手を採って育てていこうという文化、これはこれで大切やと思うんです。ただ、それによってしまうと、忠岡町というのは今後、よりしんどくなっていく可能性が高いんだなということが、この数年間の状況で分かってきていると思うんで、これからはある程度その採用方法についても変革していかなければいけないと思っております。

その中でも、本町でも昨年、35歳から40歳の就職氷河期世代を対象とした試験を実施されました。この試験につきましては、受験者の集まりの具合とか内定者の質などについて、忠岡町として一定どのように捉えて評価されておられますでしょうか、お答えください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

これまでも、専門職の採用については特に受験資格の年齢制限を引き上げるなど、実質的に民間等経験者の採用も行っていました。採用後は、それらの方について、特に採用後、即戦力として、また本町のミドルリーダーとして頑張らせていただいているところがございます。

本年度実施いたしました35歳から40歳の方を対象とした民間企業等経験者の採用試

験では、12名の応募があり、4月には3名を採用予定としておりますが、民間等の経験を通じて培った能力やノウハウを生かして活躍していただける人材として期待しているところでございます。

職員採用については、多様化、専門化する行政ニーズに対応するため、これまで以上に多様な人材の確保、育成する必要があることから、受験資格の年齢の引上げ、また試験内容、それから情報発信、採用後の待遇面等々について、引き続き調査、研究等をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

少なくとも年齢にこだわることのない採用ですね、そういったことを今後も続けていていただきたいと思います。今後は、定年などももう65歳に延びるといような状況を踏まえて、再任用なんかは70歳までいくんじゃないかといような社会状況の中で、40歳で採用しても、まだ30年、50歳で採用しても20年は残って頑張ってくれるんだと。その年ぐらいで採用されたら、ほぼ辞めることとか、ほかに転職することは、まず考え得るのは難しいだろうということもあります。そのような認識も変えていかなくてはいけない時代かなと思っております。その中で、今後の採用方法について2点質問させていただきます。

1点目です。採用に対して年齢要件を撤廃するか、今回、40歳まででしたけど、50歳ぐらいまで広げるべきであると思いますが、そのお考えについてはいかがでしょうか。

2点目です。採用条件を、通告書にありますよう、例えばですけど、末子が10歳、例えば小4以上の子育て経験済み世帯を対象とするなど、社会経験でなく子育て経験などを求めるような忠岡町独自の柔軟性があるような採用方法を考えてはいかがでしょうか、お答えください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

今年度実施しました民間企業等経験者を対象とした採用試験については、もちろん先ほど答弁させていただいたとおり、民間企業等で培った能力や経験を即戦力として発揮できる人材を求めるとともに、本町の年齢構成のバランス等も考慮する中で、受験資格の年齢を定めたところでございますが、多様な人材を確保していく必要から、年齢制限の引上げ

等についても柔軟に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それから、2点目でございますが、多様な人材を確保するためにも、受験資格要件等については、本町が抱えている課題に対して必要な能力、知識、経験等から検討、設定してまいりたいというところでございます。また、採用試験等の中で、その様々な改善、それから工夫を凝らし、画一的にならず、本町にとって必要な経験等を有している人材の採用に努めてまいりたいと考えておりますので、その点についてもよろしくお願ひいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

この町独自の採用方法についての提案は、多分ほかの方からもいろいろ提案とかあると思いますので、また僕らも改めて別の機会に提案させていただきたいと思ひます。

なぜこのような提案をするかといいますと、このような採用形態で応募してくれる方は、さっきも言ったんですけど、既に近隣で定住している可能性が高くないかということなんです。近年は、遠方、遠いところから通勤される方とかも増えて、言い方は悪いですけど、忠岡町内の例えば地名ですよ、高月、北出、馬瀬、あの辺の、じゃあどこから境界で、どこからどこなんだとか、そんなのも知らない。それがどこなのか分からない。それ以上に、その周辺市、泉大津とか和泉市、岸和田市、この泉州地域を含めても、業務以外で生活圏に近づくことのない職員も増えてきてるとはお聞きしてます。

これは、いざというときに対応に支障を来すということは、それだけ住民の生命、財産に対する危機リスクというのを高めてしまうということになると思ひます。地方自治体の職員とは何ぞやというところに帰ってしまうと、地元の、地元というよりも忠岡という縛りじゃないですけど、この近隣にいないという、職員が少なくなっていくというのはどうなんだというのは、僕個人としてもそれは前々から疑念として思っていました。これからは、このような戦略を持って、ただ単に年齢層が少ないから埋めるとかいう採用から展開させていただきたいと思ひます。その辺の採用に関して、もう一度ご回答いただけたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

繰り返しの答弁になりますが、画一的な採用にならないよう、工夫、改善に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

あとは、通告書のとおり、最後になりますけど、町長の施政方針演説におきまして、職員離職に関して一切触れられていないということが、会派の一番の疑問でした。危機意識の感覚を疑われることでもあると思います。現状の忠岡行政のいわゆる最重要課題ではないかなと僕は思っておるんですが、なぜ触れられていなかったのかだけお答えください。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

私自身の経験でも、難しいですね。団塊の世代の採用と一緒に付き合ったことがあります。また、ここへ来たとき、15年前には、公務員バッシングということで、公務員天国ということでたたかれてきまして、非常に採用を抑えてきました。そういうようなことがあって、正直、雇ってくれるそういった団塊の世代のときはるるんですけど、公務員バッシングのときには、退職者には非常に安堵していたことがあった。

そんな中で今、労働の売手市場になってきている、こういった時代に、本町もしっかりと採用していかないかなあと。採用は皆さん方もお聞きかも分かりませんが、応募人数がかなりありますので、うれしく思っておりますが、しっかりと雇ったんやから、先ほど来、公室長が述べている理想に向かって一つ一つ頑張っていて、組織の力は人でありますので、またしっかりと磨いていただいて、定年退職を迎えていただきたいと、こういうように思っております。

そういう中で、非常に雰囲気がいいと思っておりますが、今の20代の人たちの感覚をもっと私としても磨いていかないかなあと、こういうように思っている次第でございます。答えになったかどうか分かりませんが。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

これは見解をお聞きしたんじゃなく、施政方針でなぜ触れられてなかったのかというところのそもそもの疑問だけをお答えいただきたいんです。重要度が低いということでもいい

んですか、それだけ。触れられていないこと自体の理由をお聞きしたいんです。それだけです。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

まあ、私の顔が悪かったのかなあと思ったりもしておりますが、しっかりと育てていくという志を持たん限りあかんと、こういうふうに思っております。時代がいろいろ左右されると思っておりますけども。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

もういいです。かみ合わないんで、これから何回やっても一緒やと思います。

次の質問に移らせていただきます。次世代通信設備への投資を通じた地域経済の振興戦略についてご質問させていただきます。

町長の施政方針におきましても、商工業の推進については、既存の制度や仕組み以上には触れられておられなかったもので、特に目新しいところはなかったです。それが大変残念かなというところなんですけど、ただ、以前より町長を含めまして関係者各位におきましても、目立った産業や取組も忠岡にはないと、生まれてこないんだというような不満や愚痴が入り交じったコメントをよう聞きます。ただ、その愚痴の中、コメントの中に、ほんまにじゃあ生まれてきてほしいのかと。そのためには何か俺らがやってやるんだというような生きがいとか意気込みとか、そういったのがあまり感じられないというのも残念なところなんです。そのためには何でもやるんだという意欲がほんま欲しいかなと思っております。

現状、最近皆様もよく耳にされます次世代通信、5Gと言われるものですね。その活用や展開は、世界的な生産性向上に向けての分岐点とも言われています。忠岡町の現状の取組む範疇では、この次世代通信の技術展開については全く受け身の状態であると思っております。次世代通信は、ただこれまでにあった1Gから4Gの発展が拡大されていく、要は拡大されていく技術ではなく、革命とまで言われています。また、次世代通信技術を活用した経済効果として、日本全体で試算されている中では360兆円から1,071兆円とも言われておりまして、人口換算でいくと、忠岡町内の規模といえども経済効果は300億から1,000億とも推計されます。

間違いなく今年から来年にかけて消費税増税の反動と、インバウンド頼みの政策のツケによって、今回コロナもありますし、今後不安定要素もたくさん見えてきてます。今年、

GDPの成長率は、下手したらマイナス10%を超えるのではないとも言われています。それは一言で言えば、私たちの国民の財産が1割が消えてしまうということです。約50兆円ですね。これらを打破するためには、国の積極的な財政出動と地方の取組という、この生産性の向上と次世代通信への投資というものは欠かせないと思っております。これらの事象を踏まえまして質問させていただきます。

次世代通信の技術について、忠岡町という地方自治体が果たすべきことはいかなるものであるとお考えでしょうか、お答えください。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の、この春からサービスが始まります新しい通信規格、5Gにつきましては、単なる次世代通信ではなく、4Gの100倍の速さの高速大容量通信や、超低遅延、多数同時接続が特徴となりまして、より高速で大容量のデータを遅延なく送ることができ、動画配信のほか、車の自動運転や工場のロボット制御、ロボットアームを使った遠隔手術など様々な用途での活用が期待されており、少し前なら夢物語とも思えた世界を実現する新たな社会インフラとして期待をされているものであります。また、議員仰せのように、4Gまでと比べまして、桁違いの経済効果が見込まれると言われるものであります。

ご質問の5Gの技術について、本町が果たすべきことについてでございますが、ご指摘のとおり、現在のところまだ検討までには至っておりません。しかし、今後、関係機関や近隣市町村と密に情報交換を行いながら、自治体の果たす役割、町として何ができるのかにつきまして調査、研究を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

まず第一歩として、何が必要なのかと僕は思ってるんですが、それは少なくとも担当職員に、このようなことにつきまして知識が今なく、弱かったとしても、要は大変こういうものに興味を持てる方を充てていただきたいなと思うんです。何でならというと、今、商工会の青年部の関係でよく大阪とかに出て行って、ほかの団体とも話しするんですけど、これらを行政の想定を越えて活用するのは、まず民間企業じゃないですか。行政が活用するのをありきで民間が活用するのではないので。その民間企業の熱意が、役所がそれほど

ないから、役所と話をしてもしかあないという批判がよくあるんです、この分野に限らず。役所に行ったら、「はいはい、そうですね」と画一的に対応されるので、言うても、話をしても、何か担当の窓口、いろいろ役所のホームページでは偉そうなことをうたっているのに、行ったら大したことないやんという批判は、結構な割合で各商工会系のそういう話で盛り上がりました。事実あるかなと思います。

要は、それぐらいの熱意を持ってきてるのに、こっちが熱意がないので、要はこの役所は無理だ、当てにできないなというのは、ものすごい問題じゃないかなと思ってます。そういうような熱意を持てる方でないと、この分野の対応をすることは難しいと思ってます。

現状が難しいのであれば、今の職員さんで難しいのであれば、例えばですけど、今年度の採用、今年度じゃないですね、来年度ですね。その採用にて、この分野についての意欲を試す取組を行っていただきたいと思います。例えば、試験のときの記述で、このようなことを論述させるとか、そういうようなことは仕組みとしてはできることと思うんですが、できないでしょうか、お答えください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

採用につながることでございますので、私のほうから答弁させていただきます。

次世代通信技術について、現時点でその専門的な知識を持った職員の採用となりますと、難しいというように思いますが、柔軟な発想で、住民や関係団体とともに一緒になって頑張っていける熱意、意欲を持った職員を、採用試験を通じてぜひ採用してまいりたい。また、採用後も育成してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

熱意というもので、熱意と興味と、そういうのが旺盛にある方をできるだけ採用できる仕組みをお願いします。これはもうお願いです。でないと民間はついてこないです、まず。関わろうと思わないです。

具体的に忠岡町が率先して行う提案ということでの質問です。通告書にも書かせていただいているんですが、次世代通信の5Gの活用予定とか、または希望する事業者が導入した

いということになったときに、例えば補正予算なども含めて本町独自で積極的な財政支援を行って行って、企業が持つ業容拡大ですね、あとは海外展開の促進とか、あと起こす業、起業ですね、その支援や誘致とかを図るべきであると思うんですが、いかがお考えでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

事業者に対します本町の財政支援についてでございますが、次世代通信 5G に特化した財政支援制度ではありませんが、事業者が次世代通信用のアンテナ等を整備することの先端設備導入計画を作成し、町が認定した場合、固定資産税の特例を受けることができる制度につきましては、昨年、整備させていただいております。

また、設備の導入資金を日本政策金融機構等から借入れを行った場合は、本町の利子補給制度につきましても活用できることとなっております。現在のところは、事業者が導入される場合にこの制度を活用していただきたいと考えておりまして、新たな財政支援制度につきましては、今後、国・府や他市町村の取組状況などを注視してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

今、お答えいただいた中での先端設備等の制度ですね、これって単なる固定資産税の減免でしかないと思ってます。どのような基準でその最先端技術の通信設備に固定資産税を要は忠岡町が課しているのかは、それは僕は分かりません。担当課じゃないので、はっきり言うと。企業にとってもそれほど魅力があるのかと言われたら、僕はそんなにないと思ってます。それほど、だって大がかりなものでもないですし、大がかりに固定資産税を取れるものじゃないんじゃないかなと思ってます。

キノコのときは何千万というお金をかけて、率先して忠岡町も PR して取り上げましたけど、こういうような、何か一風と言えればあれですけど、ほんまに時代に合った、変化に合わせたような取組というのは、それはメディアも取り上げやすいでしょうし、やはりそういうのは目に止まることやと思います。そういう部分でいうと、こういったことに対するそういう支援をするということを挙げるだけで、忠岡町としての魅力が高まるんじゃないかと思ってます。そういうような現状をもちましても、この導入への支援はされないとい

いうことでよろしいですか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

新年度からのすぐの支援等につきましては、大変難しいというふうには考えておりますが、先ほども答弁させていただきましたように、今後、町としてどのような支援ができるかにつきまして調査、研究をしてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

何度も言うようですが、忠岡町に魅力がない、大した企業が育ってない、でっかい企業がというような愚痴を言われるんやったら、そういうところを戦略を持ってやっていただきたいなと思うんです。それだけです。

なぜ、こういうような質問をするに当たっても、ちょっと認識として、皆さん持つてはる方もおられると思うんですけれど、例えばですけど、こういうような通信設備の機器ですね、ここに補助金を出すということにも関していくことなんですけど、例えばそういうメーカーで、ファーウェイとかZTEという会社があります。要は中国の国営企業です。ほぼ、99%。そういうような企業体の機器は導入しないようにという啓発も兼ねてます。

中国は、ご存じのとおり国防動員法というものがあります。要は、中国の企業、国民は、全てどの国、世界中どこにいても、中国という国家に協力をしなければいけないという義務という法律があるんです。つまり、忠岡の各種機材にそこの会社の製品が使われていると、忠岡町の役場の製品でもそうですよ。ソフトバンクでも使っているところがあります。その製品が使われていると、そこから経由して、情報を中国が必要やと言うたら渡さな駄目。

それは別に中国だけを非難しているわけじゃないんです。皆さんよく「. com」って知ってますよね。何々. comと最後にある。あれはアメリカの、あれを使うことによって、1回アメリカに全部情報が行ってるんですよ。要は、個人情報というのをそういうものでやりとりするということは、言い方は悪いですけど、. comでいえばアメリカ、ファーウェイやZTEの機器を使うということは、中国に一たん紙媒体で情報を送ってるのと一緒になります。これからの時代の個人情報のやりとりということに関して、そこら辺の注意だけはしていただきたいということ、これがあるので、また皆様にもお伝えできたらいいかなと思ひまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、東小学区におけるこども園整備に向けての公共施設整備再編について質問させていただきます。これまでありましたように、令和5年4月に開園予定の忠岡東保育所、幼稚園を合わせたこども園の整備計画の進捗具合につきまして、昨年、理事側より、国の交付金制度等を活用して進めているが、考えている制度に内容が一致するかによって、補助金の対象になるか確かなことは言えないというような回答がありました。現状としてどのようなものになっていますか。かつ、計画に対しての時期とか内容等の変更はないでしょうか、お答えください。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

国の交付金につきましては、12月議会でご説明させていただいた都市再生整備計画を策定することにより、都市構造再編集集中支援事業費補助金を活用する予定でございますが、現状ではこども園以外の計画については白紙の状態でありますので、今後、早急に事業の中身について検討してまいります。

また、こども園の計画でございますが、現状の予定では令和2年度中に実施設計を完成し、令和3年度から工事を始め、令和5年4月の完成を予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。確認にもなりますが、あくまでこども園開園のスケジュールに変更はないということですね。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

変更なく業務を進めておるところでございます。

8番（三宅 良矢議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

建設に際して、隣接する旧貸農園の用地ですね、これも併せて活用されるというふうにお聞きしておりました。面積の狭い我が町におきまして、未就学児のみの施設だけとして取り扱うのではなく、住民全体で活用できる工夫も今後お願いしたいなというふうに考えております。

忠岡町には昔、忠岡町の公民館のような、他市でいえば住民センターがありません。それにより、営利、非営利を問わない汎用性の高い住民活動ができないことも事実としてあります。企業とか事業所で、個人の特技や特長を生かした講座をしたいと。しかも、それは料金を伴うんやということになれば、貸部屋については、文化会館等は、いや、そんな、お金取るんやったらやめてくださいよと。グループでもないんでしょ、個人でしょ、駄目ですよというふうに断られ、かつ駐車場も、目の前には福祉センターで使ってる方もいますけど、基本的にはないですよ。ふれあいホールが一番になるんでしょけど、いきなり200人単位ですから、事実上そこを個人で10人程度の講座を開くなんて、理屈としては合えへんと思います、2万何ぼも払って。で、それ以外の選択肢が忠岡町にないんで、結構忠岡町の方でも、子ども相手のそういうような小さい講座とか、そういうような教室とかを、春木の市民センターとか岸和田の山手にある住民センターとかを、そこの市民と共同して、名義を借りて、そこでやったりしてるというのも何人かお聞きしてます。何でないんですかねと、はっきり言ってました。旧忠岡幼稚園のところは使えないですかというのも、同じ人ですけど、聞かれました。

こういった住民活動を活発化する仕組みとしても、住民センター機能を備えた、要は公序良俗に反しない限り様々な理由で使用できる活動場所を整えるべきであると思うんですけど、いかがでしょうか、お答えください。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

隣接する元貸菜園の農地につきましては、当初は予定には入れておりませんでした、本町の所有地以外の農地部分についても今後開発される予定であることから、今回のこども園に取り組むほか使い道がなくなるため、急遽こども園整備に併せて整備することといたしました。

内容につきましては、子どもたちが自然に触れ合い、土に触れる感触を体感できるなど幼児教育の中で大切な部分を補えるものとして、現場の先生たちからの声もあり、園の畑として整備することといたしました。東忠岡地区のこども園につきましては、本町では初

となる公立のこども園であることから、あくまでも子どもたちのために、子どもたちが進んで通いたくなるような園づくりを目標としていることから、教育委員会としましては、子どもたちのための施設整備に限定させていただきたいと考えております。

議員仰せの住民センターなどの機能を備えた施設につきましては、今後、議員のご意見も参考としながら全庁的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。先ほども申し上げましたけど、何回にもなりますけど、住民の自主的な活動を支援する仕組みがあればいいと考えています。それが純粹なところですよ。それが今、忠岡にはないんだと。町内にはないということの現状は皆さんご存じでしょうけど、それをもっと再確認していただけたらと思います。

また、確認です。国庫補助を得るには、施設集約等の必要性を以前の議会でも述べられてたと思いましたが、子どもたちのために限定するという中で国庫補助を受けて、スケジュールや予算等に当初の影響なく、何回も確認です、進めていくことはできますか。どうでしょうか、お答えください。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

こども園の事業につきまして、当初は交付税算入される公共施設等適正管理推進事業債を充てることで考えておりました。アスベスト撤去費用の増加や、保育所隣接地の整備など当初の事業計画より変わってきておりますので、事業費の増加が見込まれるところではございますが、6月頃に概算での交付申請を行い、交付が採択されるよう、また予定していた財政負担の見込みと変わらないよう最大限努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。また細かいところも、まだ予算委員会もありますので、そういったところを聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、小・中学校の休暇期間中のプール開放についてご質問させていただきます。コパン・ゼット共同企業体が指定管理で引き受けたこともありまして、ほぼ1年間を通じてプールを含めて運営できている状況に、これにつきましては理事者側の取組、及び引き受けていただいた企業にはありがたく思っております。近隣市にあるスポーツセンターのプールも数年以内に閉鎖するともうわさされております。将来的には、そういったところのお客さんがこちらのほうにも流れてくるんじゃないかということも考えられて、残り19年間運営してもらうための多少の追い風でもあるのかなと思っております。

以前から質問はさせていただいてるんですけど、ただ1点だけ何とかできないかなというところがあります。以前の一般質問や決算委員会でも質問しましたが、プールの1日利用については実質的な値上げともなっております。2年前は夏休みの期間中だけでしたが、大人、子どもで100円から300円程度で、かつ屋根付きなので雨の日も気にせず利用できたことは、近隣他市では、この忠岡のここを中心とした近隣では見られない特徴ある大きな住民サービスやったんじゃないかなと思っております。私どもとしましては、これらを何とかできないかと願っているところではありますが、それについて二、三質問させていただきます。

1点目です。建物自体の設置及び維持更新は誰が負担したのか。また、誰が今後も負担していくという認識はどのようなものでしょうか。これが1点目です。

2点目です。経済的に厳しい世帯ほど税金という形で、建物のそういった形を、維持、管理、更新等の負担をすることになり、利用が比例してできないという現状となっている認識としてはどのように持たれていますか、お答えください。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

1点目のご質問でございますが、建物自体の設置者は本町であり、リニューアルオープンに際し、平成30年度に実施いたしました大規模改修工事につきましては本町が負担しております。また、今後の負担につきましては、協定書におきまして、1件30万円以上の修繕や、躯体にかかる修繕は本町が負担するものとしております。

2点目の、経済的に厳しい世帯ほど税金という形で負担のみされ、利用できない現状となっている認識はあるかというご質問でございますが、温水プールを休止し、夏休みのみ開放といたしました平成22年10月からは、プールの一時利用料金につきましては100円としておりましたが、それ以前の温水プール運営時は2時間以内250円、以後30分増すごとに80円の料金設定としておりました。現在、指定管理者に以降後は、子ども300円の利用料金となっておりまして、消費税増税や人件費高騰を加味いたしますと、温水プール運営時の利用料金と比較いたしましても大幅な値上げは行われていないものと考えております。

ただ、本町といたしましては、今年度、日数は少ないですが、指定管理者のほうにプール無料開放日を設けていただくなどご利用いただける機会を創出しているところがございます。来年度以降につきましても、引き続きプール無料開放日を設けていただけるよう要望してまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

認識についての確認です。本町がということなんですけど、負担したのは住民です。住民の税金という形で負担がなってます。この認識については否定はされへんと思いますけど、再確認です。いかがでしょうか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

本町が負担しておりますので、住民の皆さんが負担しているという認識でございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

様々な理由があると思います、経緯もあると思いますけど、あくまで住民全員での税金で建てられ、維持、更新されたという認識であれば、指定管理に移行したということは、軽減した財政負担の一部をこちらに回すということは、税金の使い道としては住民に理解を得ることができる、住民サービスとしての観念だけではなくて、所得の再分配機能というような形での本来行政が持つべき機能の真の役割の1つかなと思っております。要は、その軽減した範囲内でできる限りの運用をプールならプールすべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

スポーツセンターにつきましては、財政が悪化し、公共施設の在り方を見直した際、財政の負担となっていたスポーツセンターそのものを閉館するといったことも検討した時期がございました。財政負担を軽減し、運営するため、休館日の増や開館時間の見直し、また平成22年10月からは温水プールを休止し、運営を継続してきたところでございます。そういった経緯の中で、平成29年度に民間企業のサウンディング調査を行い、本町といたしましては、4年後には独立採算での運営でということで、今年度から指定管理者の運営に移行した経緯もございます。

本町といたしましては、先ほどもご答弁させていただきましたが、来年度以降につきましても、住民皆様のため指定管理者に引き続きプール無料開放日を設けていただけるよう要望してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

業者さんに何とか今以上のことを、契約書にあるから何とかしてほしいという、民間やからできるやろ、工夫したらできるやろと、そんな夢物語を述べるつもりはないです。例えばですけど、コパンは毎週火曜日が定休日ですよね。例えばですけど、毎週火曜日に忠岡町が運営することを条件にプールを開放するんで、要は場所貸しを、変な話、そのときだけこちらに戻してほしいよというような、そういうようなことに関しては、例えば運営者の了解を得ることはできないのかなという、まずその純粋な疑問がありますが、いかがでしょうか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

毎週火曜日に忠岡町が運営することを条件にプールを開放することについて、運営者の了解を得ることができるかのご質問でございますが、維持・管理・補修費を含め指定管理者が管理しており、また、4年後は独立採算での運営としておりますので、火曜日のみ本町が管理運営することは、設備使用に係る負担をどうするのかなど協定書の内容を根本的に見直しする必要があることや、導入後1年足らずでの変更は現実的ではなく、難しいものとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

理解はできないので。ただ、運営者の火曜日利用について、要はあちら側のコパンさんの側の了解があるとすれば、長期休暇期間中とか、そういったときだけでも利用できないかなとか、そういうふうなことは純粹に思います。仮に、じゃあそれは運営するとすれば、どれぐらいの要は人件費もろもろの負担が忠岡町側として発生するんじゃないかなというところは試算できませんでしょうか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

運営者の火曜日について了解があるとすれば、長期休暇中だけでも忠岡町で運営できないかということですが、先ほどもご答弁させていただきましたように、協定書の内容を根本的に見直しする必要があることから現実的ではなく難しいこととなりますが、万一本町で運営することとなった場合、プールの運営を安全に実施するため、監視、救命等業務の必要な知識及び技能を有する短期運営スタッフを確保する必要があります。しかし、このような人材の確保が困難となることが予想されることや、また確保できない場合、短期委託先をどのように探すのかなど様々な問題があり、試算につきましても、運営方法が決まらない限り難しいものとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ストレートに金銭的な事業所に負担はなれへんから、そういう形でも忠岡町は支援していくと。要は、今までの内容に関して、意向確認ですら向こうにはしていただけないということでもいいんですか。していただきたいんですが。まずは意向確認やと思います。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

今年度、学校水泳の授業を休館日である火曜日に実施したことで、9月、10月と休みがなく、スタッフのほうも肉体的に非常に疲れたということで、来年度は休館日以外の日も学校水泳を行い、極力休館日には実施しないよう調整をいたしました。まだ運営開始後間もない中で、休館日である火曜日を開館し、運営をお願いすることは非常に難し

いと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

分かりました。聞いてもいただけないということでもいいんですね。その回答だけ、一言。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

現時点では非常に難しいと考えております。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。その一言をまた頂きたかったのもありますので、それにつきましてはまた引き続き検討いただけるように、またこちらからも働きかけさせていただきたいと思います。

続きまして、ごみ減量化政策についてご質問させていただきます。本町は、ごみ袋を各家庭で購入する仕組みとなっております。ところによっては、年当初にシールやごみ袋を一定枚数配布し、一定以上を超えると高額な自己負担となる仕組みでごみの減量に取り組んでいる自治体も見受けられます。今後、広域化を視野に取り組んでいくことに当たりまして、収集するごみの絶対的な個数の削減は必要命題となってくると思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

お答えさせていただきます。

平成20年10月からごみ袋有料化が開始され、家庭ごみの排出量は3,496トンで、前年比15%減となりました。その後、緩やかに増加傾向に推移するも、平成26年10月からその他プラの分別、ミニサイズ、10リッターのごみ袋作製、生ごみ減量の出前講座等ごみの減量に向け施策を展開してまいりました。その結果、家庭ごみの排出量は平成30年度で3,302トンとなり、ごみの有料化前に比べますと約20%減少してお

ります。引き続きごみ減量に努めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

その計算がどのような形になってるのかちょっとお聞きしたいんですが、プラを省いて人口減少も加味した減少幅の数字で20%ということだと思います。そういったことを加味せずに、本当に純粹に1人当たり、基準となる年から1人当たりの家庭ごみの排出量はどれぐらい減少してきたんでしょうか。回答、お願いいたします。

住民部（軒野 成司部長）

議長

議長（杉原 健士議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

お答えいたします。

平成30年度、家庭ごみにその他プラを含むと3,466トンとなり、人口1万7,144人で割ると、1人当たり202キログラムの排出となります。一方、ごみ袋有料化の平成19年度での家庭ごみの排出にその他プラを含めると、4,113トンであり、人口1万8,496人で割りますと、1人当たり222キログラムとなります。

以上です。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

約10%、ごみ有料化によって削減してきていただいているかなと思います。これが現状認識ということでちょっとお聞きしたかったのですが、一定枚数を配布することによって、家庭における個数削減せなあかんという認識を強めることが、効果としては一定あるというふうにも言われています。取組として意義あることなのかどうかというのは、忠岡町としてはまだ分からないんですけど、町側の見解としてはどのように捉えられていますか、お答えください。

議長（杉原 健士議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

お答えさせていただきます。

議員仰せの一定枚数を配布している自治体は数カ所あります。近隣では、高石市がシールを配布しておりますが、本町においては減量の努力をしても減量できない世帯に対してのみ負担軽減措置対策を講じているところでございます。全世帯対象に一定枚数を配布するとなると、新たな経費等や混乱が生じると予想されますので、本町といたしましては調査、研究して、検討してまいりたいと考えてございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

上記のような取組につきまして、今回、施政方針でも広域化ということが強くうたわれていたと思います。それに向けて様々な計画で、忠岡町の今の体制ですよね、ごみの分別の仕方とか収集の仕方等に関して、そういった計画ですよね、を変更を迫られてくることなど、今後同時に計画していく必要があると思いますけど、今後の見通しについてどのようにお考えでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長

議長（杉原 健士議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

お答えさせていただきます。

町長が施政方針でも述べているように、ごみの広域化については、泉北環境施設整備組合と早急に進めてまいりたいと考えております。泉北環境施設整備組合とスケジュールの足並みをそろえ、一日も早く見通しの計画をお伝えできるよう努力いたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

1点、すごい気になるところが前からあるんです。要は、向こうとの協定が決まってから、ごみの在り方というスケジュールを進めていくことというのは、現実問題、可能なのかということなんです。ある程度、仮としても、合わせることを前提で、この1年、2年先から進めていくということ、要は万一ですよ、万一にもならへんと思うんですけど、万

一と言うと可能性は少ないと思うんですけど、何割かの可能性で、もしそちらの要は4年後無理、令和6年から無理となるという前提でも、要は向こうのやり方と合わせていくんだというような形で取り組んでいかないと、これは最終年度の前の年に、要は協定を結びましていけることになりましたとかなったら、じゃあ数カ月で皆さんもう変えていきましょうというタイトなスケジュールになってくると思うんです。そういうので、実際問題住民サービスとしてどうなのかなというのは前から思ってます。住民の啓発活動としてはどうなのかなと思ってます。やはり、日数、年数、月数が長いほうがええと思ってますので、要は仮にもう意欲、絶対行くんだという姿勢であれば、その方法、仮に広域化したという前提でこのごみの収集等の体制を変えていくことは必要やと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。ちょっとうまく言えなかったです。ごめんなさい。

住民部（軒野 成司部長）

議長

議長（杉原 健士議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

議員仰せのとおり、忠岡町内でも先行してやっていくべきものはたくさんあると思いますので、泉北環境施設整備組合と広域を前提に話を進めておる中でも、こちら側でやっていけるようなことは率先してやっていきたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。

8番（三宅 良矢議員）

以上で、会派代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉原 健士議員）

以上で、三宅議員の代表質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、松井匡仁議員の発言を許します。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

松井議員、どうぞ。

7番（松井 匡仁議員）

なだ会、松井です。一般質問いたします。よろしくお願いたします。

町長は、先日の施政方針演説で防災・減災対策において、情報伝達の重要性、「伝えるから伝わる」を目指した防災行政に取り組むとおっしゃっておられましたが、具体的にはどのような取組をお考えでいらっしゃいますか。答弁よろしくお願いたします。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

平成30年の台風21号では、本町でも多くの家屋が被災するなど本当に経験のない甚大な被害をもたらしました。災害対応に当たっては、情報伝達手段として防災行政無線や町ホームページを利用し、ごみ収集やブルーシート、土のうの配布に関する情報伝達を行ったところでございます。

このときの経験からも、本当に災害時における住民への情報伝達は最重要課題の1つと位置付けまして、昨年8月には防災行政無線の聞き直しができる自動応答装置や、登録された携帯電話へのメール配信システムの整備が完了し、運用しているところでございます。

引き続き、「伝えるから伝わる」を目指した防災行政に向け、令和2年度におきましては、広報担当部署で導入を検討しているSNSの災害時での利用や、また町ホームページでの災害情報ページの構築を予定しております。

また、現在は、FMいずみおおつと災害時における放送について協議中であるなど、非常時における情報伝達手段、周知方法の充実に向け取組を進めておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。今の答弁にもあったんですけども、さきの全協で町長もFM放送を利用した緊急防災情報の発信に触れられておりましたが、現時点でFMいずみおおつさんとの協議の進捗状況について教えてください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

これまで、FMいずみおおつさんとは2回、意見交換等をさせていただき、災害発生時におけるFMを利用した災害情報の放送などについて、おおむね合意はできているという状況でございます。今後は、発災時における担当者間での放送内容の受渡しの方法等につい

て確認をし、その後、書面の締結というふうな流れになっていくのかなというところでございます。

議長（杉原 健士議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。ぜひ前向きに検討いただきたいと思いますが、FMいずみおおつさんは、ホームページにも載ってるんですけど、忠岡町の約60%しかカバーできていないです。今後のお話なんですけれども、忠岡町として事業者を募集してFM局を開設するお考え等はありませんでしょうか。もしくは忠岡町独自で、忠岡町で緊急防災情報の専門局を開設するお考えはありませんでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

災害発生時におきます情報伝達手段としましては、繰り返しの答弁になりますが、防災行政無線や、聞こえにくかった際の聞き直しシステムの整備、それから携帯電話への緊急速報メールの発信や、登録された方へのメール送信システムの整備、またテレビ岸和田さんには、災害関連情報の放送の依頼等、それから令和2年度におきましては、SNSを利用した災害情報の発信やホームページでの災害情報ホームページの構築も予定しているところでございます。

議員仰せの事業者を募集してのFM局の開設や、忠岡町での緊急防災情報専門局の開設についてでございますが、町といたしましては、災害情報伝達手段の多重化によって一定の効果は見込まれるというように思っておりますが、それぞれのシステムや連絡調整に対応できる人員となりますと、現状では難しい面もございますので、今後、こういった手法が適しているのかというようなどころについて、引き続き研究してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

では、最後にちょっとお願いなんですけれども、このFMでの緊急防災情報の発信が可能になった際、この際はですね、ぜひこの防災ラジオ、今ちょっとええのがありまして、防災信号がピッと出ましたら自動的に電源が入るような防災ラジオがあるんですけれども、これの全戸対応をぜひ行っていただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

議長（杉原 健士議員）

答弁、よろしいですか。

7番（松井 匡仁議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

以上で、松井匡仁議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、前川和也議員の発言を許します。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

おおさか維新の会の前川和也でございます。現在、新型コロナウイルス感染症の問題で全国的に大規模イベントの開催自粛という情勢であります。昨日には、自粛の延長の要請が総理からなされたところでございます。忠岡でも幾つものイベントが中止となりましたし、また、子どもたちにとりましても、急な休校ということになりました。けど、そういう中に、明後日ですかね、金曜日には忠中の卒業式が規模を縮小して開催されるということなんですけども、まずもって保健衛生担当の部局の方、そして学校教育関係者の皆様方の取組に感謝を申し上げたいと思います。

それでは、令和2年第1回定例会における一般質問をさせていただきます。

まずは、広域連携におきまして、町長の令和2年度の施政方針を受けての質問から入りたいと思いますけども、ちょっと通告にはございませんが、町長、このバッジ、ご存じですかね。こっちのこのバッジ。ご存じでない。たまにされてるかなと思ったんですけどもね。（町長「知ってます」と呼ぶ）何バッジですか。（町長「また頂いたら、ありがたいです」と呼ぶ）また後でお届けに上がりますので。

これ、SDGs バッジと言います。町長もたまにされてるところを見かけたことがあるかなということで、町なかでもこのバッジをつけておられる方をたくさん見かけるようになってきました。SDGs ですね、サステナブル・ディベロプメント・ゴールズ、持続可能な開発目標という略語なんですけども、持続可能な開発目標とは、持続可能でより良い世界を目指そうという国連で決められた2030年までの国際目標であり、地球上の誰一人取り残さないことを誓って、日本国としても積極的に取り組んでることなんですけども、忠岡に話は戻りまして、町長の令和2年度の施政方針において、持続可能なというワード

がたくさん出てきたんですけども、町長にとって持続可能など意味するところは何なのか、お答えください。町長。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

今、ここでやっていこうという姿勢はないんですが、17の項目がありますね。そんなことを、1年でも1つ、あるいはやれることから1つずつやっていったら、持続可能なそういった社会ができるのではないかと、こういうふうに思っておりますので、前向きに項目をこなしていきたいと、こういう思いでおります。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

SDGsという意味ではなくて、町長の言う持続可能などとはどういう意味なのかというふうにお答えいただきたかったんですけども、あの施政方針から見受けるに当たりまして、まさに将来確実に人口減少社会になるということで、行政の諸課題に対処していこうとすれば、広域連携が大事だというふうにおっしゃっているんだなと施政方針からはうかがうことができたんですけども、今、行っている、そしてこれから新たに担いが生まれるであろう住民サービスを、この先も絶え間なく行っていこうとするのであれば、町単独では困難ですし、忠岡町というくくりを大胆に取っ払った取組をする必要があります、それはひとえにトップ、町長の強力なリーダーシップによって行うことができ、また、それによって行政サービスが持続可能になるものであるというふうに私は考えております。

そこで、リーダーシップについて伺いたいと思います。昨年、クリーンセンター整備事業の大きな議案が可決されました。私もこの議案には賛成をさせていただいたわけなんですけども、先ほど三宅議員、そしてまた軒野部長の答弁にも絡むところではあるんですけども、令和6年度に泉北環境にごみ処理の広域化を何としてでも実現させるんだということで、今回の施政方針にも推進をしていくというふうにかかれてますけども、可決されてから2カ月、3カ月となりまして、町長自らこの件について何かアクションを起こされたかどうか、お答えください。町長、お願いします。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

広域事業のことが中心の柱だと、こういうふうに思います。泉北環境との話は、もう自明の理でありまして、本町の最優先の課題ですので、それ以上のことは付け加えることはないんですが、私としては広域事業については実績があると思っております。福祉の広域事業者の設置、共同設置したり、また隣の岸和田との間に病院の統合をしたり、いろんなことをやってきました。この前、今一番うまくいってるのには、泉州のリモートと言うんでしょうか、マラソンだけでなしに観光の広域化ということも踏み切りまして、そういった提案をしてきてうまくいってる場所ですので。し尿処理についてもうまくいきましたので、ごみ処理については一番重要課題にしておりますから頑張っていきたいと、こういうふうに思っておりますので、議員皆さん方のまた後押しもお願いしたいと、こういうふうに思っています。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

町長、再質問です。この泉北環境への広域化、クリーンセンター整備事業の議案が可決されてから1カ月、2カ月とたって、町長自らこの件に関してまた新たに仕切り直しで令和6年度に向けて動きますということで、町長自らが動かされたかどうか、この件だけ教えてください。ほかの広域は大丈夫です。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

私自ら行かんでも、3市長が私に頭を下げてきてるんでね。うまくやっついこうと、こうなっておりますので、あとは事務局担当で進めていくことが重要な課題になると思っております。市長の皆さんとは時々会いますので、そんな話の進捗については立ち話はしております。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

3人の市長が頭を下げてきてるといのはちょっと驚きましたね。これは後で確認もさせていただきたいなと思うんですけどもね。これ、忠岡からどちらかというようお願いする立場であるんでね、町長、ぜひ御大将自ら動いてほしいなというふうに思います。4年後なんですよ。広域に向けて4年後という非常に短い期間であります。私も含め賛成をした議員さんというのは、理事者側から実現に向けた新たな行程を信じて、広域に活路を見いだしたものだと思っております。前回の10年間でも何も進展がなかったと言われて反対

をされた議員のご意見もほんとはよく分かりますし、これはひとえにトップの動き方が招いた結果であるというふうに私は思っております。

そして、この件、今後もトップのリーダーシップにかかっているんじゃないかというふうに強く思うわけですが、そこで、この議会で可決されたわけなんですけども、私たち議会人にとりまして、高石、和泉、泉大津、各市議会でも深くお付き合いしてる議員さんというのもおるわけで、このラインもぜひ活用していただきたいなというふうに思っています。何も町長だけ、理事者だけに動け、動けと言うつもりは毛頭ないですし、賛成した議員も責任を同じくするという意味で共に動かねばならないというふうに思っています。けども、そのためには、まずは行政の執行の最高責任者の町長自らに汗をかいていただく必要があるということで、今回質問させていただきました。ぜひ町長、よろしく願いいたします。

それでは、続いての質問にまいります。（仮称）泉州持続可能な都市制度勉強会についてと通告をさせていただきました。ここでも持続可能なというワードが出てきたわけなんですけども、この勉強会というのは、岸和田の永野市長、泉佐野の千代松市長、そして和泉の辻町長が発起人となって立ち上がり、人口減少、そしてそれに伴う税収減、社会保障費の増加を想定して、泉州地域各自治体でも今後の広域連携について探っていくという勉強会でございます、忠岡町も参加を決めたということでございます。

そこで、町長と公室長にお答えいただきたいなと思うんですけども、公室長には、この勉強会ですね、どういう経緯、手段というか、いつ誰がどのように、どういう流れで忠岡町に対して参加してくださいと申入れがあったのか、そういう事務的な手順ですね。町長には、どういう判断で参加を決めたのか、それぞれお答えください。

議長（杉原 健士議員）

町長から、公室長から。

9番（前川 和也議員）

公室長から。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

ご質問の泉州の持続可能な都市制度の勉強会等々につきましては、多分今年の12月、ちょっと正確な日にちは覚えておりませんが、岸和田の市長さんが本町に来られて、少子・高齢化、また人口減少社会に対応できる基礎自治体の経営の在り方等々を検討するに当たってのこういった勉強会を実施していきたいというようなことで、本町のほうにお見えになって、町長のほうにお話しされたというところでございます。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

岸和田の永野市長がお見えになって、プリントを持ってまいりました。和泉市の辻市長も千代松泉佐野市長も、こういうことでやっていきたいと、こういうことです。私としては先ほど来、広域事業については積極的で、泉州をまとめてきたつもりでありますので、いいことだなあと。特に隣接する市、地域の相互理解、またお互いに補完、支援していく連携のことの大切さを思っておりますので、助けてほしいとか、そんなことではなしに、隣同士で仲良くせなあかんということで、高石の市長さんも私の言葉を時々使っていただいているわけですが、そういうことでこの趣旨を理解いたしまして、市町村合併ではないということですから、各市の地域の実情を出し合うということは大事なことで、こういうように思って、勉強会に参加をしていきたいと思っております。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。永野さんが来られたということなんですけども、やっぱりこういう大きな話題ってね、首長自ら動くものなんです。だからぜひ、先ほどの質問に関連しまして、町長自ら動いていただきたいなというふうに今思った次第なんですけども、この勉強会、不参加であればまた質問の内容も変わったんですけども、泉州地域で不参加の自治体も何か所かある中、忠岡は参加することで良かったなということで、まずはこの件に関しては敬意を表したいというふうに思ってます。

まだ勉強会自体は一度も開催はされていないということなんですけども、発起人の1人の市長に伺いますと、基本的には首長が、市長、町長が顔をそろえて、広域推進に特化して、ついて話し合う会だということです。去年の私の初めての一般質問で、今後の広域全般についてトップ同士で話し合いをする機会を持つお考えはどうかという質問に、こういう広域に特化してトップ同士で話し合う機会を持つつもりは毛頭ないという町長からの答弁を頂いたんですけども、これはまさにそういう勉強会だと思うんですけども、お考えが変わったということですか。

町長（和田 吉衛町長）

ちょっと最後の部分が聞き取れなかったけど、勉強会に入っていくということ自身は、お互いに話し合おうということですから、ご理解いただきたいと、こういうふうに思っているんですが。ちょっと質問し直していただいてもええと思います。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

昨年ですね、トップ同士で話し合う機会を持つつもりはないということをおっしゃった。議事録にも残ってますんでね。この勉強会というのは、まさに広域に特化してトップ同士が膝突き合わせて話し合う機会なんですけども、参加するに当たって、お考えが変わったのかなというふうに受けたんですけども、どうですか。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

ちょっと私の言動、記憶ないんですが、市町村合併についてはする気はないということです。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

合併と広域連携というのはまた違う、似てる分野ではあるんですけども、同じではない分野だと思うんですけども、ちょっともう置いときます、この質問は。責めてるんじゃないんです。忠岡は参加して私は良かったなというふうに思ってますんでね、ぜひ私の過去の質問はそういう場を作ってくださいという意味やったんですけども、今回は作るじゃなくて、参加する側なんですけども、本当にいいことだというふうに思ってます。

先ほどのごみ処理の件もそうですけども、広域のような大きな政治的案件というのは、トップ同士の共通認識 1 つなくしては一步も進まないものであります。ぜひ忠岡町としても、この勉強会に単に参加するんじゃなくて、積極的に利用するという事でお願いしたいなというふうに思っております。

続いて、広域連携についての最後の質問です。町長、単刀直入に、大阪都構想、我々維新の会が進めている都構想についてどう思われますか。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

どう思われますかと言われますと、勉強しておりません。大阪市民の皆さんはしっかりしてると。大阪府知事からの提案ありませんので、両方で頑張っていたきたいと。大阪が都になるという、都になるのか、そういう勉強も今後あるんだろうと思いますが、全然勉強しておりません。

9 番（前川 和也議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

大阪市を特別区に再編をするということで、直接的には忠岡には関係のない、直接的には関係のないということなんですけども、今、私のこの手元に先ほどから申し上げている勉強会についての大阪府に対する要望の書面があります。忠岡町を含めて参加をする各自治体の市長、町長の連名で、この勉強会の運営に当たり、大阪府の支援を求めるものがありますけども、要望の提出時期が少し先になったということで、まだこの中身も変化するかもしれないということで、中身については詳しくは触れませんが、1つだけ披露しますと、大阪都構想が実現した場合、特別区に人が流れてしまうと。泉州地域の活性化は今以上に遅れ、取り残されてしまう危機感があるという、こういう一文があるんですね。都構想の実現を強く意識した内容だというふうに見ておるんですけども、当然町長もこの書面をお読みになって勉強会に参加をされたというわけですから、何かしらのお考えがあってのことなのかなと思っておったんですけども、これから勉強しますということは今ご答弁いただいたんですけども、何も思いがなく、この要望書をさらりと見て、参加をするということやったんですか、町長。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

以前ちょっと勉強したことがあるんですが、何か府市のなにながつぶれたと、そういうようなことで、それ以来ちょっと勉強する気がなくなりました。また、今の違う勉強会については、それはそれなりに進めていく中で、私も勉強が足りると思っております。ちょっと大阪都構想というんですか、府市の問題については全然分かっておりませんので、お話はできません。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

詳しく制度設計について答弁を頂くということは考えてなくて、それがもし可決された後、どういうふうな大阪府の情勢になってるのかなということを書かれた要望書であるわけですから、制度について詳しい詳しくないじゃなくて、そういう大阪の未来図を思い描いての参加であってほしいなというふうに、町長、思ってるわけです。もうすぐ先ですよね。将来この大阪の形が変わろうとしているのはすぐ先の話であって、そしてまた日本の将来の姿、2040年問題と言われる問題もありますけども、ちなみに忠岡の2040年というのは、今と比べて生産人口が1,300人減って、逆に高齢人口が300人増という予測もある中、本当に自治体経営というのが難しくなっていくんじゃないかなという中、ほんとに先ほどから申し上げてるように、先を見据えてトップ自らのリーダーシ

ップで未来を切り開いていっていただきたいという思いから、この項目について私は質問をさせていただきました。

来年度からでも、大阪府庁内において小規模団体、忠岡のような小規模団体、行財政基盤の弱い団体に対して、将来の課題の洗い出しや、その課題を想定したシミュレーションなど自治体とともに今後の方策を探っていくという特別チームも設置されるということなので、町長には、ぜひあらゆる機会を利用して、リーダーシップを持って、これからの行政のかじ取りをしていっていただきたいなというふうに思っています。

では、続いての質問にまいります。これも施政方針の中からはなんですけども、来年度はSNSを活用して町施策の情報発信を行うとあります。この件も昨年の6月の定例会におきまして、SNSを導入すべきではないかと私、質問させていただいて、導入に向けて頑張るといふご答弁を頂きまして、ようやく形になるんだなというふうに思っております。まずは、そのご尽力を頂いてありがとうございますということで、感謝を申し上げたいというふうに思っておりますけども、そのSNSというのは具体的に何を考えておられますでしょうか、お願いします。

議長（杉原 健士議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

お答え申し上げます。

ソーシャルネットワーキングシステム、いわゆるSNSですが、この活用につきましては、その普及の拡大と伝達性の大きさ、また速達性の面から、既に国を初め多くの地方公共団体も導入を進めているところでございます。本町でも、導入につきまして種々検討の結果、LINEがでございます。LINEによる導入をと考えているところでございます。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。SNSって、たくさん種類があると思うんですけども、LINEというのはもちろんごもっともやというふうに思ってます。

次に、昨年の6月に質問をして答弁を頂いてから、今日の導入の決定に至るまで、どういう検討を重ねて、そして来年度の開設ということなんですけども、大体どのぐらいの時期なのかなということでお答えいただけませんかでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

まず、導入の経過でございます。導入の検討要件といたしまして、3点、実は考えてございまして、1点目は、より幅の広い年代の方が利用していること。2点目、自治体での実績があること。3点目でございますが、データセキュリティと対策実施の点、この3つを検討課題といたしました。

その結果、1点目につきましては、ほとんどの若年層が既にLINEと申しますか、利用していること。それと併せまして、中高年層の方々にも認知度が高く、利用率も8割を超えているという、この点を考慮いたしました。2点目でございます。昨年来、近隣の自治体も含めて導入実績が多い点が見られたこと。3点目でございます。最新の暗号化セキュリティ対策があるという点を考慮いたしまして、LINEの方向で検討することに至りました。

町では、昨年12月に認証済みのアカウント取得申請を行いまして、この2月に審査通過結果連絡があったところであります。今後、LINEによりまして、利用規定並びに運用の説明というものが予定されております。それが終了次第、設定と各課の担当者への説明会を実施し、開設する予定でございます。

具体的な開設時期でございますが、LINEからの説明時期次第ということもあるのですが、令和2年度のできるだけ早い時期に実施したいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。よく分かりました。本当にいいことだなというふうに思っておりますけども、この公式アカウントの運営費用についてはどんなものでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

この運営費用なんですけど、実はLINEが昨年5月に地方公共団体に対しまして、認証アカウント無料、また接続の関係も無料ということで、そういうサービスを開始いたしました。これに基づき本町は申請いたしましたので、かかる経費につきましては無料ということとさせていただきます。

以上でございます。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

お金もかからず、少しばかり職員さんのお手間はかけることにはなるんですけども、今の時代に使わない手はあり得ないということで、近隣の自治体と比べてちょっと出遅れた感はあるんですけども、ぜひ積極的に運用をしていただいて、情報を町民さんと共有できる仕組みを構築していただければなというふうに思っています。

今回、この件に関してもう1点、最後追加質問をさせていただきたいなと思うんですけども、ずばり、LINE以外のSNSは導入するお考えはないのかどうかということなんですけども、忠岡町の両側ですね、岸和田とか泉大津市と比較しまして、岸和田はLINEの公式アカウントはこれから検討するというので、この前の議会で答弁があったかと思うんですけども、両市ともにSNSを積極的に活用してます。間に挟まれる忠岡としましても、両市と比較して住民サービスのやってる内容というのは変わらないですし、また住民の求める情報も忠岡町民だけあまりないということは考えにくいと思ってるんですね。なので、情報発信の窓口とか伝達手法の多極化という観点から、LINEのその次を検討させていただきたいなというふうに思います。

9年前ですか、東日本大震災がございました。この先、南海トラフというような大災害時についてでありますとか、現在のコロナの問題もそうですけども、両市があらゆる手段で情報を発信して、両市民が情報にアクセスを非常にしやすいという中、忠岡だけなぜか情報過疎になってしまうということで、ここからまた別の問題も派生してくるかと思います。

内容は、LINEで発信する内容と全く同じで構わないと思うんですね。そこで、幅広く町民に必要な情報が届くという観点で、発信ツールを今後増やしていただきたいなど。まずようやく一歩踏み出したわけなんですけども、この先の検討課題として挙げていただければなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

はい。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

他のSNSの利用という質問であろうかと思えます。ほかにツイッター、インスタグラム、フェイスブック、スカイプ、最近ではユーチューブ等、いろいろなSNSがございます。本町は、利用率80%を超えるLINEということでまずはスタートさせていただきまして、議員の仰せのとおり、確かに災害等につきましては、多様な伝達ネットワーク手

段というのは必要であろうかと考えてございますので、まずはこのLINEをしっかりと定着させた上で、今後、経費の面、あるいは各社のセキュリティの面等も考慮しまして、研究してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。ぜひ今後も検討課題に挙げていただければなというふうに思います。まずは本当に導入に向けて一步踏み出していただいたということで、ここはほんとに感謝申し上げたいなというふうに思います。

あともう1つあったんですけども、もう持ち時間がなくなってしまいましたので、せっかく理事者側の皆さんにご答弁を用意していただいていたんですけども、申し訳ございませんが、これで私の今回の一般質問を終了とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（杉原 健士議員）

以上で、前川和也議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、勝元由佳子議員の発言を許します。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

改革忠岡の勝元です。すみません、ちょっと先にお断りさせていただきます。私、ちょっと咳が出て、声がかれてますけれども、新型コロナではなくて、アレルギーです。昨日、ちゃんと検査してきましたので、ご了承ください。

では、早速一般質問させていただきます。町長の施政方針を拝見させていただきました。様々な施策が打ち出されていましたが、やはり先立つもの、財源がありませんと、ない袖は振れません。住民のための充実した行政サービスも拡充することができません。

施政方針の中でも、行財政改革としまして財源を使うほうのことは述べられてはいましたが、いかに税金の無駄遣いをなくすかといった経費の削減の部分については全く触れていませんでした。行政、自治体の運営の中で最も簡単に、かつ即効的に経費が削減できるのが発注、契約の部分です。実際、他府県の自治体ですけれども、入札改革をしたことでかなりの税金を削減できたという事例もあります。

そこで、前回12月議会で時間切れで終わりました本町の発注、契約の問題について、引き続き残りの質問をさせていただきたいと思います。前回も述べましたが、日本一狭い小さな町、しかも町内に特にこれといった産業もない本町におきまして、町内業者優先としてずっと発注をしているということについて、非常に違和感をずっと持っていました。

議員になる前ですけれども、何年か前に、こうした本町の発注状態について公正取引委員会に聞いてみました。そうしましたら、対応された職員の方から「地域カルテルですね」という言葉が返ってきたんですね。この地域カルテルという言葉、正式な意味でカルテルという意味で述べられたんではないと思います。極めて狭い忠岡町の中で、自治体からの発注を限られた地元の業者で地域独占していると、そういう意味で独禁法が禁止している公正かつ自由な競争、取引を阻害していると、そういう意味でおっしゃられたんだと思っています。こうして、公正取引委員会のほうから地域カルテルという言葉を使って、独占禁止法の趣旨に反した発注をしているといった一定判断が示されたということについて、どのように受け止められているか、率直にかつ簡潔にお答えいただけますでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

本町における建設工事につきましては、忠岡町建設工事等請負業者指名基準の規定する金額内により町内業者を選定していることは、昨年12月議会でもご答弁させていただいてるところでございます。このようなことが、いわゆる公正取引委員会が言う自由競争を阻害する地域カルテルに当たるようなことではないというように考えております。

今後におきましても、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律や、その他、国等の方針に基づき、地元地域の雇用確保や地元地域経済の発展のため、地元企業や中小企業の受注機会の確保に向けた取組を進めてまいります。発注や契約等におきましては、周りの状況も考慮する中において、公正かつ自由な競争を維持、促進することや、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることを目的とした独占禁止法や地方自治法等の趣旨を踏まえ、公正、公平な競争が働くよう、適正に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。一応、公取のほうが言われたような公正かつ自由な競争、取引

を阻害しているとは思われていないということで、このまま継続されるといった趣旨に捉えましたが、実際こういった本町の町内業者優先というのと同じように、自治体内の地元業者優先という地域要件ですね、これを設定してる自治体は結構多いです。しかし、こうした地域要件について、もう既に違法とする最高裁判例は出ています。平成18年に出ています。最高裁のほうは、地元業者、地元経済を優先するよりも、やはり住民の税金、経済性を優先しなさいということをはっきりと示しています。

先ほども公室長さんが述べられましたけれども、実際、前回の12月議会のほうでも、私のほうが質問しまして、地元産業が活性化し、また雇用が創出されたことを示す客観的データ、根拠というものは無いというご答弁も頂いております。

また、先般1月下旬ですけれども、ご存じだと思いますけれども、公正取引委員会を招いての勉強会もさせていただきました。この際の質疑応答の中で、この町内業者優先ということについても質問を出させていただきました。その際、公正取引委員会から出た回答といえますか、意見をここで述べさせていただきます。

まず、本当に地域要件が要るのかということ、そして談合の可能性をよく考えて判断してほしいということをおっしゃられてました。やはり指名業者が固定化すると、談合の温床になるからです。

具体的な忠岡町に対する改善策ということで述べられていたのが、地域要件の1億円未満という、この額をもっと下げてはどうかということ。それから、地域要件を設定するのであれば、せめて20から30社ぐらいは応札業者の数を確保してほしいと。やはり8社というのは少ないので良くないということをおっしゃられてました。しかも、地図を見られたということで、こんなに小さい自治体だったんですねとびっくりしたとおっしゃってまして、こんなに小さい忠岡町なのであれば、近隣の自治体の業者さんが来るのに全然時間もかからないですし、近隣の他の自治体の業者さんも全然発注に参加していただけますよねと、日本一小さな忠岡町なら可能でしょうとおっしゃっておられました。

理事者側の皆さんが法的根拠をよりどころとされているのは、先ほどおっしゃられた忠岡町の建設工事等請負業者指名基準です。こちらの中に1億円未満は町内業者とすることができるという規定がありますが、これはもう先ほどから述べているとおり、公正取引委員会からも最高裁判例からも、法的にやはり駄目だということが言われてますので、ぜひこうした本町の地域要件の根拠になっているこの規定については、今後、改正の方向で検討していただきたいと。そして、本町の発注の在り方そのものを見直していただいて、税金の無駄遣いについては、1円でも削減していただきたいということをお願いしておきます。

それと、この質問とは関係ないんですけど、前回の12月議会でペンディングというか、延長、そのまま保留になってました町内業者優先の発注件数、まだご回答いただけてませんので、また分かり次第、早くご回答お願いします。

次の質問です。ごみ収集業者の地域独占の問題についてです。本町では、紀州街道を境界線にして、海側地域と山側地域にそれぞれに特定のごみ収集業者を固定しています。しかし、事業所系ごみ、粗大ごみ、またし尿のくみ取りといった住民が直接業者にお金を支払うごみの場合、価格やサービスの質といった面で、受益者側は好きに業者を選べないといった状態になっています。ごみ収集業者が地域独占状態ということです。一般的にですけれども、競争がなく業者の独り勝ち、独占状態ということになれば、業者のやりたい放題、価格もサービスも好きにできるという状態になります。そもそもそうした独占状態の弊害を防ぐために独占禁止法があるわけです。

これまで実際、私も何度か役場のほうに苦情を申し出たこともありますけれども、やはり経験から申しましても、業者側の地域独占のために業者側が都合のいいようにしているというふうを感じることは否めません。これまでもくみ取り料金についても、過去調べたことがありますけれども、やはり昭和30年代からずっと議会で、くみ取り料金を払っているけれども、くみ取りに来てくれないといった問題が議会の中でも取り上げられているのを見たことがあります。結局、いつまでたっても全く変わっていない。許可を出す役場側も、そして議会側も、ある意味見て見ぬふりをしてきたと。その結果、しわ寄せ、割を食っているのは住民側ということで、やはりこうした地域独占状態については多くの住民の方々も不満に感じているところです。

このごみ収集業者の地域独占状態についてはやはりおかしいと思っていましたので、さきに言いました公正取引委員会を招いての勉強会の中で質問を出しました。そのときに、この件についてははっきりと回答をおっしゃられてまして、やはりこうした地域独占状態については全く理解できないと。やはり独占禁止法の立法趣旨そのものに反しているといった趣旨の見解を示されました。

その質疑応答の中で、そういった地域割当てについてどういう法的根拠でやっているのかと、そんな法的根拠はあるんですかということをお聞きしたので、ないですということでお答えしましたところ、法的根拠がないのであれば、やっぱり駄目ですねとはっきりおっしゃられてました。行政に自治体内を区分けする権限や必要性があるのか、そんなことをする意味が全く理解できないとまでおっしゃられてました。

ここまではっきり公正取引委員会から、こうした地域独占について否定されているのですから、なるべく早くこうしたごみ収集業者の地域独占状態をやめるべきだと思います。他の近隣自治体を見ても、やはり許可業者から好きな業者を住民が選ぶというふうになっている自治体があります。そこら辺、いかがお考えでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

お答えいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について総括的な責任を有する市町村の役割が重要で、市町村の処理責任の性格については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針で、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合や、許可業者に行わせる場合であっても市町村が総括的な責任を有するものであります。

つきましては、一般廃棄物の適正な処理の継続かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要であります。また、平成26年1月28日、最高裁第3小法廷の判決の中でも、一定の区域を定めることは認められており、議員仰せの独占禁止法の趣旨に反する行為ではないと考えてございます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。今、おっしゃっていただいたように、廃棄物の処理、収集、運搬も含めてですけれども、基礎自治体、市町村の責務になってます。やっぱり業者さんがするという部分でも、責任があるのは市町村です。どこまで行っても恐らく改善しますという言葉は出てこないと思うんですけれども、そこまで住民のほうに負担を強いるといいですか、住民のための住民目線での対応をしていただけないということについては、以前からずっとその町側の姿勢については全く理解ができないと思っています。

そうした住民を無視している、議会も無視しているといった姿勢について、やはり皆さん理事者側の方々というのは公務員ですから、全体の奉仕者として住民のために働くという義務を負っているわけです。そこら辺、やはり憲法に定められている皆さんの責務というところを重く認識していただいて、今後こうした改善の部分については考えていっていただきたいと思います。

そして、私のほうも、今回答弁いただきましたけれども、この問題について、また住民の方々に知らしめたりすることで、また住民の方々と一緒になって対応を考えていきたいと思っています。そうした本町の体質に絡んで、次の質問をさせていただきます。

職員を不当な圧力などから守る対策についてです。過去に、私もよく議会議事録というのを読んでいます、いつの議会議事録だったかちょっと覚えてないんですけれども、ある議員の方が、業者関係者が役場にやってきて、発注契約関係の担当の職員にですね、「予定価格、教えんかい」と職員が脅されることがあるといった発言をされていたのを読んだことがあって、びっくりしました。実際、また私のSNSのほうに、本町関係者の方が書き込みに来られて、業者関係者の方が役場に来ては、別室で職員が脅しのような行為を受けているということも聞いたことがあります。実際、職員の方からも、そういった嘆

きのことは聞いたことがあります。

また、本町の発注契約の実情ですね、落札率が100%に近いとか、先ほども他の議員の方からも質問が出てました、補正予算の議案でも出てましたけれども、若手職員の中途退職の人数が多いと。今回は非常に多かった。そうした中途退職者の人数が多いという現実を見ても、やっぱり何かあるんじゃないかと思うわけです。こうした不当な圧力、要求をされるという部分につきまして、改善をすべきだと思っています。

一般的に行政の職員というのは、例えば議員からいわゆる口利き、裏口あつせんといった無理な頼みごとを受けるということもあります。そうしたことも含めて、やはり本町職員が業者関係者、あるいは議員、その他外部からの不当な要求をされて、公務員にあるまじき不適切あるいは不正な行為を強要されるということがないように、職員を不正から守り、行政公務員として本来あるべき適正な業務が行えるように、例えば弁護士といった法律で守秘義務が課されている第三者などによる内部通報窓口の設置、そういった公益通報制度を導入すべきと考えます。

また、次の質問も併せてさせていただきます。和田町長にお聞きしますが、首長として本町職員を、仮にそうした不当な圧力があつたとしてです、そうした不正や不当な圧力から職員を守る決意、意思があるかどうか、この2点についてお聞きします。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

私のほうから公益通報制度の導入ということについてご答弁させていただきます。

本町職員を不当な圧力や不正から守る手段として、内部通報窓口の設置等公益通報制度の導入をとの質問でございますが、議員ご指摘の公益通報制度は、公益通報した労働者、いわゆる職員を保護することにより、内部告発を確保し、不祥事による被害拡大を防ぐことを目的としたもので、また、その体制の整備は本町の組織の自浄作用が機能する内部統制の構築に資するものであるというふうに認識しているところでございます。

しかし、その導入に当たっては、内部通報窓口の設置や匿名性の確保など内部通報を行った者が保護される措置を確実に講じるということが必要であり、十分に検討した上で、確実な導入を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、現在、本町の全ての職員が共通の認識を持ってコンプライアンスを実践し、住民から信頼される組織、住民と一体となったまちづくりを進めることを目的としたコンプライアンス推進指針の策定を進めており、策定後は、その指針を基に職員研修を実施するなど組織としてのコンプライアンスの推進に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

あったとしたら、何かあるんやろうというようなことがあれば、教えていただきたいと思います。違反しているのならということも教えてほしいと思います。先ほど来、担当課が述べているように、疑われるんかも分かりませんが、しっかりと法に照らしてやらせていきたいと思っております。

私は、何事も行政に対し、また職員に対して、不当な行為ですね、不当要求、不当な弾圧等々の圧力に、職員や町民がしっかりと分かるように過ごしていきたいと、公開していきたいと、こういう思いでおりますので、頼りないですが、頼りなく見られないようにしてほしいと思います。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

一定ですね、いろいろ検討していただいて、今後、設置に向けて考えていっていただくということでお答えを頂きました。これは今すぐできることでもないですし、やはり前向きに対応していただきたいと思っています。

町長がお答えといいますか、はっきりその意思を示されたとは私は受け取ってませんけれどもね、やはり職員の方が大量に辞めていくというのは、これは原因が何にしる、やはり忠岡町政の危機、ある意味崩壊やと思います。そこは、原因が何かというのを、いろんな目線で考えていただいて、こういったこともあるんじゃないかと。ないという視点ではなくて、あるんじゃないか、あったとしたらどうかということで、設置を検討していただきたい。そして、職員の方々が安心してその能力を発揮していただいて、住民全体、町のために還元していただけるような職場環境を整えていただきたいと思います。

次に、被災時のペットの同行避難について質問させていただきます。今やペット飼育世帯にとって、ペットは家族の一員であり、被災時にペットと一緒に避難をしたいということを考えて、それを優先する、希望される飼い主の方も多く存在します。しかし、町長の施政方針を見ましたけれども、ペットという言葉が1文字も出てこない。ペットに関連する施策がありませんでした。

特にですね、ペット飼育世帯と、そして行政側ともに一番困った状態になるのが被災時です。東日本大震災を初め過去の被災事例を見てみますと、例えば避難所に一たん飼い主の方が避難されたものの、家に置いてきたペットが気になって家に帰った。それで津波にのみ込まれたといったことも発生しています。また、ペットと一緒に避難をしたけれど

も、避難所では一緒に過ごせないので、避難所ではなく自分の車の中でペットと一緒に避難生活を送るということを選択される飼い主の方も多くおられます。被災時というのは、平常時と違ってストレスがかなり大きい上に、車の中などの窮屈な場所で血行が悪くなり、エコノミークラス症候群が発生するリスクがかなり高いと、そういった事例も過去の被災事例で報告されています。

また、行政が一番対応で困るのが、迷子になったペットへの対応です。飼い主の方の中には、被災時、ペットが逃げられるようにと庭に放した状態でそのまま避難される方もおられます。そして、その後、まちの中に浮浪犬や浮浪猫が集まって、野犬化、あるいは野良猫化して、さらに繁殖をするといったことも起こります。あるいは、町中の衛生状態が悪くなると。こういった被災後、新たに2次的な問題として発生した事柄で、被災で災害対応でただでさえ忙しい職員の方々が、ペット動物への対応でさらに手が取られて、もう行政が回らないと、そういった問題も既に過去の被災事例の教訓として指摘されています。

そうした過去の被災事例なども踏まえた上で、国のほうも人とペットの災害対策ガイドラインも策定しております。また、大阪府も国も、飼い主の方々、それから避難所設置義務のある自治体のほうに、被災時はペットと一緒に同行避難してくださいということ呼びかけています。

既にこうしたことを踏まえて、忠岡町の本町の対応について確認しましたところ、被災時のペット対応については一切まだ何もしていないというご回答でした。ですので、これは宿題という意味で、今後のために質問させていただくんですけれども、今後、こうしたペット、被災したペット動物、あるいはそのペットの飼育者に対する対応をいかがお考えでしょうか、お願いします。

議長（杉原 健士議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

お答えさせていただきます。

大規模災害発生時には、まず人命救助、人の生活の確保が第一であります。ペットは家族の一員で、生活の中で重要な部分を占めている、現代ではそういう意識が根づきつつあると考えてございます。

本町におきましては、現在、災害発生時におけるペットとの同行避難について、特段の取組ができておらない現状であります。災害発生時に自宅に置いていたペットが気になり、自宅に戻った飼い主が二次災害に遭うといった報道も耳にしており、今後、避難所の在り方や運営マニュアルの見直しを検討する中で、同行避難について防災担当課を交え、他の市町村の事例を参考にしながら研究を進めてまいりたいと考えてございます。よろしくお願いたします。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

これからの対応になると思いますので、ただ、災害はいつやってくるか分かりませんので、一日も早く対応をお願いしたい。大阪府のほうの各市町村向けの避難所運営に向けた各種マニュアルがあると思います。その中でも、実際にペットに対する対応も盛り込まれています。ですので、そういったことも踏まえて、忠岡町のほうでも対応をお願いしたいと思います。

次の質問ですけれども、次も被災時の対応ということで、被災時の対応につきましても、行政の皆さん側の取組だけでなく、むしろ飼い主の方々のふだんからの取組のほうの方が重要、不可欠です。現在、新型コロナウイルスによる感染症が大きな問題となっており、住民の間でも感染症に対する意識が非常に高くなっています。で、新型コロナウイルスの感染症の蔓延防止も大事です。

しかし、私たち、私、本職は獣医ですので、公衆衛生というものに携わる人間が何を一番危惧しているかという、やはり致死率がほぼ100%に近い、しかも感染すると有効な治療法もないといった狂犬病、あるいはエボラ出血熱とか、そういったかなり危険性の高い感染症の日本への上陸、あるいは蔓延というのを一番危惧しているわけです。

今、こうして、住民の方々の意識が高まっているこの状態をうまく利用して、日頃、狂犬病について意識のない住民の方々についても、狂犬病予防法に基づく飼い犬登録、あるいはワクチン接種ですね。ちょうど4月からこの狂犬病予防注射の時期が始まります。忠岡町でも生活環境課のほうで狂犬病予防業務をされてると思います。ですので、これを今回のことを契機にして、災害対策、それから感染症蔓延防止といったことのために、こうした飼い犬登録やワクチン接種の必要性について啓発していただくのと併せまして、ペットの飼い主の方々については、日頃からのしつけ、それからフードなどの備蓄、日用品の備え、あるいはペットが迷子になったときのための対策、例えば迷子札を付ける、あるいはマイクロチップを埋めるとか、それから鑑札、注射済み票をきちんと付けていただくなど、被災したときのために日頃から飼い主の方々が準備しておくことについての啓発、広報について、取組をお願いしたいと思っています。

町長の施政方針の中でも、防災の取組について、「伝えるから伝わる」ということで、行政がいかに関住民に情報伝達するか、その重要性について述べられていました。こうした情報伝達というのは、災害発生時のアナウンスだけではなくて、平常時の住民へのアナウンス、啓発をいかにしていくか。そうすることで、地域のみんなでどこまで情報共有をして、同じような共通認識を日頃から持っていくかといったことも非常に大事だと思っています。ですので、こうした啓発、被災時、あるいは感染症蔓延ということに着眼点を置いていただいた広報、啓発活動について、今後の取組をお答えいただきたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

ペットに関しての部分については、議員仰せのとおりであると思います。あくまで忠岡町のホームページ等に掲載してる部分について、足りない部分が多々あると思いますので、その辺は検討させていただいて、できるところから早急に取りかかりたいと考えております。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

やはりまだまだ、日本で狂犬病といった感染症に対する意識というのは非常に低いです。ちょうど、先ほども言いましたけれど、4月から毎年の狂犬病の予防注射の時期も始まりますので、いいタイミングになります。この新型コロナウイルスがはやって、感染症というものに対して皆さん危機感を持っているということですので、日頃から適切な正しい情報を発信して、知識を持っていただいて、いざというときにパニックにならないと、そういうことについても行政側で啓発をぜひお願いしたいと思います。

感染症の予防の対策は、被災時の対応にもつながります。感染症も災害もいつ起こるか分かりません。一たび起こりましたら、やはり理事者側の皆さん方、行政の職員が対応に追われるということになるわけで、皆さん方が有事の際にてんやわんやにならないように、今回の感染症発生、それから過去の被災時の教訓を本町の危機管理にぜひ生かしていただいて、今後の対応について早急に進めていっていただきたいと思います。

時間が来ましたので、次の教育行政についての質問につきましては、今後のまた議会の中で時間をとって質問させていただきたいと思います。

以上です。

議長（杉原 健士議員）

以上で、勝元由佳子議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。1時から再開いたします。

（「午前11時59分」休憩）

議長（杉原 健士議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（杉原 健士議員）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。小島議員。

4番（小島みゆき議員）

公明党の小島みゆきです。一般質問させていただきます。

フレイル（虚弱）予防について質問させていただきます。人生100年時代を迎え、健康寿命を延ばす取組として注目していきたいと思っております。厚生労働省は、加齢に伴い筋力や心身の活力が衰え、介護が必要になる一歩手前のフレイルの人を把握するため、75歳以上を対象にした新たな健診を2020年度から始めると言っております。

平均寿命は昨年、男性は81.25歳、女性は87.32歳となり、共に過去最高を更新しました。一方、自立して日常生活を送ることができる健康寿命も伸びているものの、その差は男性で約9年、女性は約12年程度と短いとのことで、19年度の高齢者白書によると、高齢者のうち要支援・要介護と認定された人の割合は、65歳から74歳が4.3%なのに対し、75歳以上では32.1%と約7倍に増えています。介護が必要になる前にフレイル状態になる高齢者が多いことを考えれば、フレイルに特化した健診の実施は、健康寿命を延ばす上で大きな意義があると思えます。

忠岡町で65歳から74歳、75歳以上の方は現在何名ぐらいで、要支援・要介護と認定されている方は何名ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ご質問の対象者の人数でございますが、まず65歳から74歳の方は2月末現在で2,256人、75歳以上の方は2,576人、合計4,832人。また、要支援認定者は、2月末現在で345人、要介護認定者は662人、合計1,011人でございます。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

町長も施政方針の中でも、若年層、特に子育て世帯の健診受診強化ということも言われておりました。高齢になる前、働く世代からの予防支援が重要です。働く世代である40代からもう始まっているともお聞きしています。フレイルは、早い時期にその兆候を見つけ、適切な治療や予防に取り組むことによって、健康な状態に戻すことができます。健康寿命を延ばすためには、働く世代を含めた全ての世代で健康づくりに取り組まなければなりません。

府と国立健康・栄養研究所が、一部自治体でモデル的に実施しているフレイル健診について、40歳以上が特定健診と併せて行うことで、特定保健指導の対象ではない人にもフレイル予備軍として早期に把握でき、予防や改善の効果が見られると報告されています。忠岡町としてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

本町では現在、フレイル予防につきましては、介護予防事業といたしまして地域包括支援センターにて取り組んでおります。対象者としては、介護認定を持っていない65歳以上の方で、主な事業といたしましては3つのものを実施しております。1つ目は、お元いきいき教室、2つ目はインターバル速歩、3つ目は楽トレサークルでございます。

また、特定健診・がん検診の受診率向上、及び介護予防を目的といたしました健幸まつりを平成30年の11月3日から開始しております。その健幸まつりを開催したブースの中には、フレイル予防に特化したブースも設けて啓発を行っているところでございますが、議員仰せの40歳以上の方を対象とした特定健診と併せて行うフレイル検診につきましては、現在、本町では行っておらないところでございます。現在行っている自治体の状況を調査、研究してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

フレイル検診も考えていただきたいと思ひますし、また、フレイル予防のための見やすく分かりやすいような冊子なども忠岡町として作っていただけたらうれしいと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのフレイル関係の冊子の作成につきましても、調査、研究してまいりたいと思ひますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。今後も町民の健康長寿を守るためによりよろしくお願いいたします。

続いて、次の質問に移らせていただきます。町長の施政方針の中で挙げられていた防災・減災の中からお聞きいたします。先月には、東日本大震災で被災された災害伝承10年プロジェクトの語り部の吉田亮一氏を迎えて、「防災用品、地域防災活動とは！」を学ばせていただきました。震災だけでなく、ウイルス感染等々、備えておかなければいけないということがあると、今回のコロナが出てきたということで、改めて感じております。

このたびの新型コロナウイルス感染の拡大防止対策として、妊婦さんにマスクを配布していただき、ありがとうございました。どれぐらいの方が来られましたでしょうか。また、忠岡町として、災害時の備蓄品ですが、どういうものを備蓄されていて、何名分で、何日分ありますでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

まず、ご質問の中の、新型コロナウイルス感染の対策といたしまして、妊婦さんのマスクの配布の件でございますが、対象者が52名の方がおられまして、52名の方に案内文を送らせていただいたところでございます。今現在、うち25人の方が取りに来られたということをお聞きしております。引き続き来られたら配布のほうを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

防災の用品関係等でございますが、大規模災害の発生によりまして、生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、本町でも物資の備蓄を行っているところでございます。必要な物資の種類、必要枚数、それから必要期間については、大阪府と市町村で構成する大阪府救援物資対策協議会で示されているところでございます。

まず、備蓄物資の種類でございますが、食糧、高齢者食、毛布、育児用調整粉乳、哺乳瓶、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、簡易トイレ、生理用品、トイレットペーパー、マスクの11種類を重要品目と位置付けており、必要数は本町での被害想定が最大となる南海トラフ巨大地震での避難所避難者数の3,397人を基準に、それぞれの物資ごとに一定の計算式を用いて必要数を算出し、大阪府と本町が1対1で備蓄することとしております。

なお、災害発生後4日目以降は、国から救援物資が届くことが想定されておることから、災害発生後3日分を、大阪府と本町がそれぞれ備蓄することになってるところでございます。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

11種類の物資が重要品目として備蓄されておりますが、物資ごとに算定方法があるとのことですが、例えば食糧については何食程度備蓄されておりますでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

食糧につきましては、3日分となることから、約3万6,000食が必要となってまいります。これを大阪府と本町が1対1で備蓄しますので、本町では約1万8,000食の備蓄が必要となってまいります。現状、本町では1万食の備蓄が完了しており、残りの8,000食については、JAいずみのさんとの災害時における食糧と物資の供給に関する協定によりまして、玄米2トンの供給を受けることで充足すると考えております。ただ、大規模災害発生時の混乱等を想定いたしますと、可能な限り自米での備蓄が理想でありますので、引き続き取組を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

11品目あるということだったんですが、11品目のうち、ほかに備蓄数が、食料だけちょっと今お聞きしたんですけども、ほかに足りていない物資はございますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

毛布についてですが、必要数が3,400枚のところ、現状は1,400枚となっておりますので、また、簡易トイレも必要数17基のところ、現状16基となっており、これらについても段階的に整備を進めてまいりたいと考えております。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ミルクについては粉ミルクを備蓄されてるようですが、液体ミルクも取り入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

現状、本町では粉ミルクを備蓄しております。従前から液体ミルクの備蓄についてもご

要望いただいておりますが、賞味期限ですとか、また費用面から、もう少し検討の期間を頂きたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

備蓄品なんですけども、備蓄品は役場のほうに保管されているとお聞きしておりますが、災害時の避難場所は役場だけではないので、各避難所に分散して保管していただきたいと思いますが、そちらのほうはいかがでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

備蓄品の分散配置ということかと思えます。避難所ごとに備蓄品を保管することについては、これまでもご指摘いただき、検討していますが、現時点では町域の中心となる役場のほうに集約しておりまして、飲料水の一部は消防署に保管しているところでございます。備蓄品の分散配置につきましては、避難所となる施設のスペース、それから収容者数や備蓄品目をよく検討して考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

また、いつ起こるか、最近は想定外ということがよく言われているとおり、いつ起こるか分からない災害に備えて、町民の命を守る対応を今後ともよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（杉原 健士議員）

以上で、小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、和田善臣議員の発言を許します。

2番（和田 善臣議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

呈祥会の和田でございます。一般質問をさせていただきます。

コミュニティバスの運行についてお聞きします。超高齢化が進む中、団塊の世代もあと5年もすれば、全員後期高齢者の仲間入りをします。そのような状況下、今現在でも買物に行くのが大変、病院へ行くのはもっとハードルが高いという人たちが間違いなく増加しております。私の知人で、まだまだ若いと思っていた人が、「私ももう80歳になるねん。そこへ膝の関節に人工骨を入れる手術をして、今リハビリ中で、スーパーに行くのも大仕事です」。私の周りでもこんな話をよく耳にするようになりました。社会参加どころではありません。

また、高齢者の運転免許証を自主返納する流れもあり、生活の足はますます奪われていきます。せめて自転車と思うが、それも危なくて手放しているというのが現状であります。

狭隘な忠岡町ですが、海一山の方向は結構長い地形ゆえに、高月北や高月南、あるいは忠岡3丁目、忠岡中3丁目、そして忠岡北3丁目と、その辺りに住まわれている高齢者や身体障がい者の方々は、忠岡駅に行くのも大変です。いわゆる社会参加どころではありません。

加えて、近隣市には路線バスが運行されていますが、本町にはそれがありません。この町のホームページですが、ここから路線バスの地図をプリントアウトしたんですけども、なかなか細かいところまで停留所を使っていただいて、よく頑張ってくれていると思います。その辺は評価させていただきたいと思っています。

で、話を戻しますけれども、今の福祉バスをコミュニティバスに移行するというお考えはありませんか。この件については、他の議員さんから何度も質問されていますが、今現在、福祉バスを担当している東部長のお考えを確認の意味でお聞きします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員仰せの福祉バスの運行に関しましては、総合福祉センターの利用者の送迎用として運行しているものでありまして、併せて高齢者等社会参加を促す目的で町内を巡回運行しております。

高齢になっても障がいがあっても、今まで暮らしてきた地域で安心して暮らし続けるには、通院、買物などに伴う移動や外出手段の確保としての現行の福祉バスの重要性は認識しております。少しでも利用者の利便性が図れるよう、増便や運行ルート及びバス停について、少しずつ改善し、検討している状況でございます。

しかしながら、以前から議会でご答弁させていただいておりますが、増便などにつきましては経費等がかさむということから、難しいというところがございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

ありがとうございます。東部長には過去何度も他の議員さんからも質問され、答弁されております。非常に申し訳ないと思っています。一応参考というか確認のためにお聞きしました。

そこで、コミュニティバスを運行するという観点から、今度は藤田部長にお聞きしたいと思います。当町の財政状況から難しいとは思いますが、同じ質問をさせていただきます。いかがでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議員ご質問のコミュニティバスの運行につきましては、現在のところは考えておりませんが、今後、将来の忠岡町をどのようなまちにしていくのかを全庁的に検討していく中で、コミュニティバスが町内の移動手段として位置付けをされた場合に、持続可能で安全・安心して暮らせるまちづくりを進めるため、コミュニティバスの運行について、今後の財政状況も勘案しながら、将来的には検討されることになるというふうに考えております。よろしくお願いたします。

2番（和田 善臣議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

ありがとうございます。すぐは無理でも将来検討されることになるかと理解してよろしいでしょうか。もううなずいてくれたらいいです。（藤田産業まちづくり部長、うなずく）

先日、福祉バスの運転手さんから、バスを利用する人の目的の内訳を聞いてきました。要するに福祉センターへ行くことを目的とする人と、その他の目的で利用する、いわゆる買物や医者通い、あるいは忠岡の駅へ行く。ほかにも乳幼児健診を受けるなど。これは運転手さんから聞いた感覚では、その比率はひいき目に見て半々のように感じるところでございます。正直なところ、ちょっと福祉センター専用の方よりも他の利用者の方のほうが多いように感じました。このことから実質的には既にコミュニティバスとして利用されていることが分かりました。

福祉バスの時刻表を見ると、第1便が午前9時出発で、最終の第6便は午後4時出発と

なっています。福祉センターは5時半まで開館しているにもかかわらず、駅より海側の地区の方は、この時刻表では5時半まで開館しているにもかかわらず午後5時までに退出せねばなりません。問題はこのことより、例えば多くの医療施設は午後5時以降に夜間診療が開始されます。この時刻表では医療施設には行けないこととなります。せめてもう1便、午後5時30分辺りの発車で増便をお願いできないでしょうか。

これまで財政難を理由に増便できないとの答弁が繰り返されました。ただ、今までの質問では、休館日の土・日曜日にも運行せよとの内容であったと感じています。

しかしながら、この福祉バスの令和2年度の予算案を見ると、この福祉バス運行にかかる費用はバスのドライバーの報酬207万9,000円、燃料費56万7,000円、傷害保険料2万8,000円、バスリース料が56万5,000円の計323万9,000円です。仮に1便増やすとしても、これにかかる費用はドライバーの報酬分と燃料費だけが増額になるだけで、財政にとって大きな負担にはならないと思います。

私どもとしては、国保料や介護保険、また公共料金の値上げなど、住民の方々にご負担をお願いすることばかりで、非常に情けない思いをしているところでございます。その中で、せめて弱者と言われる高齢者の方々に少しでも喜んでもらえる事業を実施したいと考えています。

行財政改革の困難さは十分理解できます。しかしながら、箱物を造れとは言いません。苦しい中でも町民にとって有効な事業、それも数十万で済むと考えられることにお金を使ってほしいと思います。今回コミュニティバスの運行をお願いしたところですが、費用面から今は困難というのであれば、福祉バスのままでも結構です。増便を強くお願いしたい。

今でも近隣市より細かい福祉バスの運行を実施している本町です。狭隘なまちだからこそできるものを作って、他に誇れることをやっていく、そういう気概を持って近々にぜひ実施していただきたい。このことは福祉部とまちづくり部、また財政課と複数部署に関係してくるので、ご協議願って実現してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

どのようにしていけるかはちょっと分からないんですけども、一度関係部局と検討はしてみたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

2番（和田 善臣議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

ありがとうございます。この件については良いお答えをいただけることを期待しまして、この質問を終わります。

次に、生活道路の計画的整備についてお聞きします。

本町は生活道路、中でも狭隘な道路が圧倒的に多く、しかも状態はぼろぼろで、決していいとは言えません。高齢者などが移動するとき、困難さ、危険をも伴ってきます。実際、私が車椅子に乗ってやってみたんですけれども、わずか2センチメートルぐらいの段差でも乗り上げることができない。このシビックセンターの周囲はきれいに舗装されていますが、ごく細い生活道路の状態は極めて劣化しており、災害時をイメージすると、その避難は大変困難であると想像できます。

また、住宅などが開発されることに比例し、岸和田方面との工事車両の往来もあり、道路の劣化も早く進むように感じます。劣化が進むと車両の往来時には騒音も増すようで、住民の中にはそれを指摘される方もいらっしゃいます。町民の方々も都市計画税を支払っていることもあり、年次的、あるいは計画的に改修できないものでしょうか、お聞きします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の生活道路の計画的な整備についてでございますが、本町が管理する道路につきましては1955年からの高度経済成長期以降に舗装化をされてきました。近年の下水道事業やガス事業に伴いまして、それらの舗装が更新をされてきましたが、その後一定期間が経過しており、議員仰せのとおりひび割れ等も多く見られるようになるなど、老朽化は進んでおります。

今年度につきましては老朽化が進んでいる大津川左岸線など3路線の修繕工事を行いました。その他の道路につきましては部分的な補修を、少しずつではありますが、実施している状況でございます。今後も財政状況を勘案の上、更新が必要な道路につきましては補修工事を適宜実施してまいりたいと考えております。

また、舗装や段差などの不具合の箇所につきましては、部分的な補修を適宜実施し、通行の安全性を確保してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

今、提案させていただいた道路の補修というか改修なんですけれども、これはかなり財

政を圧迫するというのは理解しております。財政的に見てしんどいとは思いますがけれども、まめにパトロールを、今でもされていると聞いているんですけども、危険な箇所をまた図に落とすなどして事故のないよう、また高齢者の移動にも危険がないよう、今後も注意してまいりますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと藤田部長、答弁をお願いします。

議長（杉原 健士議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

今後におきましてもご指摘のこまめなパトロールを実施をいたしまして、通行の安全性を確保をしてみたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

ありがとうございました。この生活道路の整備の件についてはこれで終わらせていただきます。

次に、忠岡町教育委員会生涯学習課の現状についてお聞きします。これについても私、何度か質問させてもらいました。で、納得のいく答えは頂いておりません。今後も継続して審査してみたいということで締めておりますので、今回も質問させていただきます。

これはあくまで確認のためですけども、生涯学習課で勤務されている職員が担当している職務で、どんなものがあるか。また、その主担者の員数について具体的にお示し願いたいと思います。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

生涯学習課の担当者は、町内におきましては、子ども会、青少年指導員協議会などの社会教育関係団体との連絡調整、放課後子ども教室や留守家庭児童学級の運營業務、青少年の健全育成や親学習の業務、成人式などの町主催行事を担当する生涯学習係と体育協会、スポーツ推進委員協議会などのスポーツ関係団体との連絡調整、各スポーツ施設の管理や貸出業務、町民体育大会やマラソン大会など、町主催行事を担当する生涯スポーツ振興係の職員2名を配置し、お互いに主担者、副主担者としているところでございます。また、その補助としまして臨時職員1名を配置しております。

また、文化会館におきましては、館の運営、貸し部屋の受付業務、講座の開催、各種ク

ラブ活動の支援業務を行う正職員1名、またその補助といたしまして再任用職員が1名、臨時職員2名を配置しております。図書館におきましては図書の貸出業務などを行う事務を行っておりますが、再任用職員1名、臨時職員3名を配置しているところでございます。

2番（和田 善臣議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

ありがとうございます。私はこの庁舎内で勤務している職員の実態をちょっと聞かせてほしかったんですが、えらい文化会館のほうまで丁寧に説明していただきましてありがとうございます。

今お聞きしますと、この庁舎内におられる生涯学習課の職員、これは体育、スポーツ面、あるいは青少年の健全育成が主なものと確認できました。生涯学習、あるいは社会教育的なもの、それを実施している現場は、シビックセンター内の児童館、保健センターまた文化会館にある公民館などと承知しております。

今回、附属機関に関する条例の一部改正に伴い、文化会館運営委員会が改めて設置することをさきの福祉文教、また全員協議会で示されました。これに伴い公民館、図書館は今後どのように運営していくのか、重要であることは言うまでもありません。

以前にも指摘したところですが、町広報への俳句の投稿がなくなり、話し方教室もなくなった。このため町のイベントや成人式、音楽祭、ふれあいフェスティバルなどには必ず担当していた司会者がいなくなる。音楽祭などでは係を兼任する人にとって大きな負担となっています。今ではすっかり定着しましたが、目の不自由な方に届ける「声の広報」のメンバーもほとんどが話し方教室の出身者でした。何年も見ているとその変化が明らかに分かります。また、俳句に至っては半世紀をはるかに超え連綿と続いていた活動が途絶え、町広報への投稿もなくなってしまい、寂しい限りです。公民館主催の定型的に継続してきた17ほどの講座も6年ほど前に閉鎖されてしまい、クラブに移行しましたが、科目によっては、その弱体化の速度が早く、残念に思うことが少なくありません。

子育て世代の若い方々にもICT技術の進展など人々を取り巻く環境は一気に加速、複雑化した今の時代だからこそ家庭教育はぜひ学んでほしい1つです。

また経済の活動、いわゆる私企業では利益の出ない分野は決して経営に手を出しません。その意味からも公の組織、公の施設だからこそやらなくてはならないことがたくさんあります。それらは福祉や文化、また教育の中にこそ見えてくると考えています。

文化会館運営委員会を設置されるこの機会に、ぜひ定型的な講座を再度開講していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

定期講座につきましては日本語読み書き教室のみとなっております。今年度も住民の多様な生涯学習ニーズとライフスタイルに対応した単発の講座を4回から5回のシリーズとして実施いたしました。1年を通した定期講座の開催は予算的にも難しいものがございますが、今後もシリーズの講座を開催してまいりたいと考えていますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（和田 善臣議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

今部長が答えられたように住民のニーズに応えることももちろん大切です。しかしながら、損得なしで守り育てる大切なものもあります。単発の講座をちょっとやっているということですが、教育の性質から言うて、単発の講座ではちょっと解決はできないと考えています。やはり定期的な、連続的な講座が望ましいかと考えているところでございます。

私はこの質問をするに際し、昔の予算、昭和63年度ですが、なぜ63年度かといいますが、この文化会館が開館されたのは昭和60年です。それから3年間ぐらひは開館当初ということで備品などの特需があり、3年ほど間を空けました。

その63年度と令和元年度予算を比較してみました。開館当初の63年と比較して、63年の一般会計総額は約34億8,580万円の規模でございます。令和元年度のそれは66億7,700万でした。一般会計予算総額で令和元年度と63年度を比較すると約倍の予算になっております。この予算規模に対し、公民館としての重要な部分である63年度の各種教養講座講師謝礼は236万1,000円に対し、令和元年度は77万8,000円と約3分の1となっております。予算規模から言うと実質6分の1しか予算が付いていない。その上、向かいの総合福祉センターの場所に勤労青少年ホームというのがありました。その勤労青少年ホームでも一般教養講座の講師謝礼は167万円、予算を組んでおりました。公民館とそれとを加えると約412万円の講師謝礼ということになります。令和元年の約78万円と比べると、その差は驚くほど大きなものであります。

加えて申し上げますが、図書館の図書購入費も見比べました。昭和63年度の1,000万円に対し、令和元年度360万円です。職員に古い予算書を出してもらって改めて見比べたところ、正直なところこの差の大きさは私も驚きました。

さらに申し上げますと、職員数も働く婦人の家、これは私、労働部門になると考えておりますので省きますけれども、働く婦人の家の1名を除いても、公民館、図書館だけでも正職が5名いました。これじゃ今の文化会館の状態は容易に想像できるというんか、理解できます。また、迷走しているという声も聞いております。幾ら時代が変わったとはいえ、文教都市などとは、とてもじゃないが、言えない状況にあります。

さきにも述べたとおり、公の施設としてやるべきことはたくさんあります。昨今の予算編成は、苦しいのは想定できますが、あまりにも寂しい現実があります。このことは広域行政のように相手があるものではありません。忠岡町単独で判断できるものです。また、このまま看過できないと考えるところでございます。

そこで、今後これらの問題にどのように対峙していくのか、あるいはかじ取りをしていくのか、ご答弁願います。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

文化会館では、住民の皆さんが多種多様なクラブ活動をされておられます。そういった方々の中で、これまでの学びを地域に還元するということで、講座などの講師をお願いできないかなどの地域力を生かした取り組みも考えてまいりたいと考えております。

また来年度、文化会館運営委員会を設置いたしますので、その中で様々なご意見やお知恵を拝借し、限られた予算ではございますが、利用者ニーズに応じた充実した事業運営が実施できるよう努力してまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（和田 善臣議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

ありがとうございます。地域の力を借りるということですが、地域と結びつくのは、役場は非常に苦手な部分があるんですね。結びつくのはやはり現場である公民館とか児童館とか、そういったところで結びつきやすい、そのように私は理解しております。

私、定型的な講座をやってほしいとお願いしましたがけれども、これにかかる予算は200万以下でできると思います。今僕が考えているのは15講座ぐらいやっていただいたらどうかなと考えております。その講師謝礼というのは200万もあれば大丈夫であろうと考えております。

人材というんかね、忠岡町にはそういった原資がないです。人を育てるというのは町長も施政方針でおっしゃっていました。人を育てるというのは一番大事であるということをおっしゃっていました。私もそのように感じています。ですから、その人を育てるための200万です。それをぜひ近々にでも予算措置していただいて、私が申し上げている継続的な講座の実施をぜひお願いしたいと思います。

最後に教育長、一言お願いします。

議長（杉原 健士議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

先ほど部長のほうも答弁させていただきました。いろいろとニーズ等も確認しつつ、本来投資という部分、それに資する資金という部分が、本来的に町民の方に還元されるような部分であるかも含めながら総合的に判断してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

議長（杉原 健士議員）

はい。

2番（和田 善臣議員）

先ほどもちょっと予算で数字を申し上げました。で、実質的に6分の1になっているんですね、開館当時からね。そういったことも十分勘案して、こんな情けない数字が僕も出るとは思いませんでした。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（杉原 健士議員）

以上で、和田善臣議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、北村 孝議員の発言を許します。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

まず質問に入る前に、本日、3月11日を迎えるに当たり、丸9年になります東日本大震災で亡くなられた方のご冥福を改めてお祈りを申し上げます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、浜霊園についてであります。

この浜霊園は、これができる整備される前に、旧のそれまでにある霊園では住民の皆さ

んが求めている需要に合わないということで、整備されて、浜霊園として現在あるわけですが、確認、また参考ですけれども、どうも昨今、使用するのをおやめになる方が増えているような状況とも聞きます。それと、最近はあまりお聞きしませんが、以前には待機者もいたように思います。この辺の数字についてちょっとお聞かせいただけますか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

お答えさせていただきます。

2月末現在、浜霊園の全区画1, 177区画中、使用区画は1, 047件で、空き区画は130区画となっております。

返還につきましては、年々増加傾向にあり、今年度2月末時点では返還数が21区画ございまして、昨年度の25件に迫る件数となっております。9月議会においては返還金の補正も行っているところでございます。

議長（杉原 健士議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

私も先日、浜霊園を見てきました。道に沿って浜霊園に向かいますと、入るまでに海側に駐車場を設けています。その海側に大きな設置されたところがあります。そこには1つ墓石が立っていました。先ほど部長のほうからも答弁がありましたように、昨年よりも使用の返還をされる方が増えてきているという傾向にあってですね。

そこで、これから本題なんですけれども、近年核家族化や少子高齢化などを背景に、墓地の承継者がいない人が増える傾向にあるなど、課題に対応する新たな形態の墓地として注目を集めています合葬式墓地の新設を考えられてはと思いますが、この合葬式墓地とは複数の焼骨を合同で埋葬することを目的としたお墓で、自治体が管理を行うため墓石等の建立や管理、承継の必要がないので、墓地を既にお持ちで承継者がいなくて困っている方や、墓地は必要だけでも購入に至っていない方に安心して使っていただける施設であると、こういうふうに伺っております。

当然、冒頭に言いましたように核家族、少子化また年々、昨年に比べては使用の返還があるということは、恐らくこれから増える様子がないのではないかと、こう察するわけでありまして、今、この私が質問した合葬式墓地というのは、大阪府では高槻市がこれを実施されております。かなり好評で、募集人数に当たって相当な倍率でされているみたいなおことでもあります。これまでもいろいろ試行錯誤しながら、当初は1区画ということですが、なかなか思うようにいかないの、1世帯2区画までというようなこともされ

て使用者の募集を行っております。あのまま、あの状態で置いておくのは、私はもう少し有効に活用するべきであると思いますし、場所的にほかのものに活用することもできないでしょうし、当然あれを造るに当たって起債も起こしてやっているわけで、その辺についてより有効的に今の世代、これからの社会の状況といいますか、今の若い人のライフスタイルに合わすというか、そういったことを踏まえて、この合葬式墓地を新設されるというお考えはないでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

お答えさせていただきます。

現在、府内での公共の主な合葬式墓地といたしましては、先生ご指摘の部分と、大阪市の瓜破霊園、四條畷市の飯盛霊園、箕面市の箕面市立霊園、また、近隣では泉佐野の泉佐野市立公園墓地、これがございます。

とりわけ泉佐野市につきましては、公園墓地内の駐車場の一角を活用し、平成30年11月に設置されておられます。収納規模は5,000体で、現在のところ約450体が納骨されており、この中にはもともと墓地を利用されていた方が返還して、合葬式墓地に改装された方も含まれていると伺っております。

議員ご指摘の核家族化や少子化等によりお墓を継ぐ者がいない家庭が増えており、墓の維持や管理そのものを負担に感じられる人が多くなっている中、お墓を持たないという選択肢をする方も増えております。そのため、寺院や宗教法人による永代供養墓が全国的に増えており、また、大都市部を中心に公営の合葬式墓地や納骨堂も建設されております。

本町におきましても例外なく、年々墓の返還が増えている傾向にあり、特に民間の合葬式墓地である一心寺への改葬が多く見受けられますが、この一心寺も改葬納骨が多いため、令和3年1月1日をもって改葬納骨は受け付けしないということですので、今後さらに合葬式の墓地等の需要が高まるのではないかと考えております。

ただ、現在本町におきましては、今後も購入者拡大に向けた取り組みを継続してまいりたいと考えておりますので、現在のところ合葬式墓地を設置する計画はございません。

しかしながら、今後、住民の要望等の状況によっては検討すべき課題であると考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

あっさりと考えてないということですが、状況から見て、今後やっぱりこういうことも踏まえていかないと、あの空いてるところをそのまま置いとくのかということも難しいし、先ほども言いましたけど、ほかに使うと云うたって、場所が場所ですから、ほかに有効活用することも難しいのではないかと思います。

場所的にも合葬式、いわゆる大きな、やっている自治体によって樹林でゆったりいろんな形でとってるところもありますけども、それはそれでいろいろ、近隣でやっているところ、現在近隣でなくてもやっているところを参考にしながら、コンパクトでできるような形もあると思いますので、その辺もしっかりと調査、研究していただきたいと思います。

それと、アンケートもやっぱり今のところ考えてないということですが、1つはアンケートもやっぱり必要ではないかと思います。ところによったら、こういったことでお墓を合葬式で、また墓石をとということでアンケートを取られた自治体もあって、それによって建立されて実施されて、利用していただいているところもありますので、今の世代といえますか、既に使用されている方も含めて、町としてはこういう考え方もあるんですがじゃなしに、今こういったことで合葬式の墓地が非常に人気が高いということで、そういったところのアンケートも1つ取りながら、参考にしながら、今空いてるところをより有効活用できるように取り組んでいただければありがたいなど、こう思いますので、よろしく願いいたします。

続いての質問であります。防災教育についてであります。

約10年ぶりに改訂された4月からの新学習指導要領では、子どもたちの「生きる力」を育てるため、①知識及び技能、②思考力・判断力、表現力、③学びに向かう力・人間性の3つの柱で、各教科などの学習内容が改めて整理されました。その中で、社会の変化や課題に対応する力を育む教育の1つとして、防災安全教育の充実が図られています。

自然災害が激甚化、頻発化する中で、防災教育の必要性が高まっています。子どもたちが学校で習った防災実践が、家庭や地域に与える影響は少なくありません。足腰の弱いお年寄りの避難を子どもたちが支える体験学習を行ったことで、住民の地域防災訓練への参加率向上につながったという事例も聞きます。何よりも多感な時期の子どもたちにとって、自分自身が社会の一員として地域の安全・安心に貢献できるという自己有用感を高める意味で非常に大きな効果があると伺っております。

全国的に授業の時間が少ない、学習指導要領で防災は教科として位置付けられていない、各教科で横断的に展開するしかない。そこで求められるのが創意工夫であります。本町もこれまでも防災教育に取り組んでいるところではありますが、学習指導要領を踏まえて授業づくりをする上で、新たにどのような取り組みをされるのか、お聞かせ願います。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

どうぞ。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

お答えさせていただきます。

防災教育につきましては、議員お示しのとおり、現行の学習指導要領におきましても実施しているところでございます。これまでも小・中学校において、特別活動の中で火災・地震発生時の初期対応及び避難訓練を消防署と連携して実施しております。また、小・中学校の社会科や理科等の教科の中で、防災や地震による土地の変化等、学年・教科を超えて防災意識の向上を図っております。

今後も、新学習指導要領に基づき、児童・生徒の防災教育に対する理解を図っていくよう、一層推進してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございます。

それと、教育として最低限どのような知識や能力を身に付ける必要があるか、具体的に整理し、教員の防災力の底上げも図っていただくことが大事であります。また一方で、地域や保護者が学校の防災実践を支えていくことも重要であり、特に地域の災害リスクを理解するために自主防災組織や町内会の防災リーダーが積極的に学校と関わりを持つことも重要であるということを踏まえまして、しっかりと引き続きまた防災教育に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いての質問であります。学校教育のICT化、いわゆる情報通信技術化について質問をさせていただきます。

様々な子どもたちの状況に応じた、誰一人取り残さない教育の実現に環境づくりが必要であると思います。さきに成立した2019年度補正予算には、学校現場のICT化を推進する「GIGAスクール構想」実現のための経費が盛り込まれております。これは児童・生徒1人1台のパソコンやタブレットを持ち、クラス全員が一度にアクセスできる通信環境の整備を支援するものであります。社会のデジタル化が急速に進む中、子どもたちが情報を読み解き、活用していく力を育む教育が必要とされています。

しかし、欧米諸国と比べ日本はパソコンを利用した学習が十分ではありません。パソコン配備状況も全国平均で5.4人に1台にすぎず、さらに都道府県で見ると、最も整備されている佐賀県の1.9人に1台に対し、最も低い県では7.5人に1台にとどまるな

ど、地域の格差が大きくなっているのが現状であります。

I C T化が、特別な支援を必要とする子どもたちが勉強していく上での困難を改善、克服するのに役立つ。例えば視覚障がいのある子どもは、読み上げ機能や拡大機能を利用することで皆と同じように学べる。聴覚の障がいがある場合は、クラスメートの話を音声認識技術を用いて文字を変換することも可能である。病院に長期入院中の子ども向けの遠隔授業や不登校児の在宅学習にも利用が期待できます。近年増えている外国籍などの子どもにも、きめ細やかな指導を行う際、通訳機能が使える。子ども一人一人の可能性を引き出す教育を後押しする環境整備が必要ではないかと考えます。

施政方針にも「学習活動の充実を図る新学習指導要領に基づき、本町においても計画的にI C T環境の整備に努め、情報活用能力の育成を図ってまいります」とあります。

そこで、現在の学校におけるパソコンの整備、いわゆる何台あるのかということを含めて、ご答弁をお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

まず各学校に、現在配置される児童・生徒が使うパソコンにつきましては、小学校、中学校につきましては42台ということで、配置のほうをさせていただいております。

議長（杉原 健士議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

小・中通じて42台、各校でね。それで、私の質問に対しての見解というか取り組む考え方。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しの1人1台のパソコンやタブレット端末を持ち、クラス全員が一度にアクセスできる通信環境の整備についてでございますが、「G I G Aスクール構想」として文部科学省から示されているところであります。先日、文部科学省主催の学校I C Tフォーラムでも、文科省及び経産省職員からの説明等もございました。クラス全員が一度にアクセスできる通信環境の整備については、国の補助事業を活用した上での令和2年度中の整備を目指して、現在取り組みを進めているところでございます。

パソコンやタブレット端末の整備については、今後の状況を見ながら、子どもたちにとって最も良い形での整備となるように検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

さきに答弁頂いた、冒頭に頂きたいいわゆる校内ネットワーク事業をしていくということですね。これは、令和3年以降は実施計画に掲載する場合は補助金も出ないということで、この点については本年やるということで評価いたします。

そこで、今日も何人かの議員から新型コロナウイルス、コロナの影響ということでお話もありました。今回、こういったことはしょっちゅうあっては困るんですけども、今のこの世の中、ご時世で、また新たなウイルスが発生することも考えられると、こういったこともお聞きします。

3月2日から一応2週間程度の休校ということで、こういったときにでも1人に1台与えると遠隔授業ができるということでもありますので、こういった今のときでも十分学習の遅れなく、これはあと大変だと思います。学年が変わっていきますしね。教えていくに詰めていくにもね。子どもさん、お家で勉強しているかといったら、これまでにない、書店ではいろんな参考書も売れているというふうなところですけども、そういったお子様はいいですけど、しない子も、これ幸いで家で、外には出て行けない。出て行っても、十分そういう閉塞感の空気のあるようなところへ行かなかつたら、外でうつる空気感染がないのでいいと思うんですが、やはり親御さんにしたら心配なので、できたら家の中。

家の中にいると、どうしてもお母さん、お仕事をされていたら当然休んでいかなあかん。お家でしてる人はそれでいいんですけど、家自体がストレスの、運動が盛んな時期ですから、子どもさんも外へ出て行っていいものやらどうやら。出ていっても子どもさんも少ないから、なかなか公園等へ行っても、じきに今の時代ですからゲームされて。そういったゲームがパソコンにつながって、いろんな部分で機械操作というのは覚えていくのかなと思いますけども、そういったところにも学習が遅れることなく遠隔操作で、そういったことの授業も開始できるのかなと思いますので、しっかりと今後また年次的に考えてはるんでしょうけど、一日も早い形です。お金の要ることですし、また後のことも、維持費とかそういう、あとの端末のあれとか入れたら、どうするんやということもいろいろありますけど、これはこれで我が党の、またしっかり国のほうへ訴えていきますので、今できる範囲をしっかりと着実に進めていっていただくということで、改めてお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

以上で北村 孝議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

11番、日本共産党、河野隆子です。町長の施政方針に対しての質問をさせていただきます。

まずは、第8期介護保険についてであります。

来年4月は3年ごとの介護保険の見直しの年です。見直しされるたびに必要なサービスが受けられない、これまで続けられていった改悪では、要支援1・2、要介護1の方は車椅子や特殊ベッドなどの福祉用具を取り上げられました。それに反して、介護保険料は見直しごとに引き上げられ、おととしの第7期では基準額が忠岡町では24.1%の大幅な値上げとなりました。第8期でも保険料は上がると担当課では試算されております。現在、要支援1・2の方への訪問介護、ホームヘルプサービスと、通所介護であるデイサービスを保険給付から外し、市町村事業である地域支援事業、新総合事業に移行されております。つまり、介護保険給付から外されたということでありまして。

昨年12月27日、政府社会保障審議会介護保険部会において、来期、来年に向けての保険法見直しに対する意見が取りまとめられております。これにより2021年度からの第8期介護保険事業計画に向けた介護保険改定では、幾つもの改悪に向けての見直しが検討されております。要支援に続いて、要介護1・2までの生活援助サービス等を総合事業移行ということが狙われています。現在、要支援1・2の方が総合事業に移行され、無資格者のヘルパーがサービスを提供する、そういった緩和されたサービスを提供することができるようになりました。

党議員団は、緩和型のサービスではなく、ちゃんと資格を持ち、専門的な知識を持ったヘルパーでサービスが受けられるよう現行相当サービスの継続、このことを町にも要求してまいりました。

要支援は介護予防、生活支援サービスの対象ですが、予防というより必要なサービスを受け入れてこそ予防につながります。総合事業移行によってデイサービスの回数も減らされ、短縮された時間ではお風呂も入ることができない。こんなことまで奪われたら生きる支えがないと、こういったことで状態が悪化してしまったという方の声も聞いております。しかし、政府の第8期介護保険事業計画には、新たな要介護1・2までの生活援助サービス等の総合事業移行について引き続き検討、要介護者への弾力化、このことも狙われております。

このような改悪が検討されている中、本町は要介護1・2の方が総合事業に移行されて

も、現行相当サービスを継続されるかについてお尋ねをいたします。担当部長よりお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員仰せのとおり、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会のほうで、介護保険制度の見直しが議論されております。その中で、要介護1・2の方の生活援助につきまして、認知症の方も多く、それに対する自治体の対応体制も不十分ということで、受入れ体制と効果的な対応策が整備されるまでは見直しは時期尚早という意見がございました。それがもし見直しが、将来的に議員仰せのとおり、総合事業に移行されるということがございましたら、本町につきましては要介護1・2が総合事業に移行されましたとしましても、現行相当サービスを維持することにつきまして、現状のまま介護保険給付が維持されるものと理解しておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

政府の社会保障審議会では、要介護2までの生活援助サービス等の総合事業移行については、「軽度者の生活援助サービス等に関する給付のあり方について、総合事業の実施状況や介護保険の運営主体である市町村の意向」、今部長がおっしゃられたように市町村の移行、それから「利用者への影響等を踏まえながら引き続き検討を行うことが適当である」と、このように示しております。

これによって2021年度からの第8期介護保険事業期間中に、現場や運動の成果もあって、一律に移行されることはない、そういったことですが、しかし、ここで見直し意見では、総合事業の対象を要介護者に拡大する弾力化、こういったことも打ち出しております。要支援で総合事業のサービスを受けていた人、緩和されたサービスですね、この受けていた人は要介護状態になっても総合事業、緩和された事業の対象とすると、そういったことも考えられているようです。こういったことで要介護への拡大、要介護への安上がりのサービスですね。そういった拡大の道を開こうとしていると思います。

本町では2月末現在、要支援1の認定者は172人、要支援2の認定者は173人で、そのうち現行相当ではない緩和されたサービスを受けている人は、1月末で訪問で22名、通所で、デイサービスですね、通所で28名、これは福祉文教委員会の中でもお答えいただいております。こういった方はまず対象になってしまう。そして、要介護1、この方は今現在217名で、要介護2は158名おられます。

要介護状態区分の目安は、要介護1では立ち上がりや歩行が不安定、排泄、入浴などで一部介助が必要、そして要介護2は起き上がりが自力では困難、排泄、入浴などで一部または全介助が必要と、これで認定区分が決められております。これまでも適用させてもらっておりますが、総合事業の狙いは指定事業者による専門的サービスを多様なサービスへの移行促進、そして専門的サービスからの卒業で、無資格者、ボランティアの訪問、通いの場など安上がりサービスの置き換えが目的であります。現在、資格を持ったヘルパーさんが来てくれて何とか在宅で生活できているのに、安上がりのサービスに移行されたら質の確保が保障されず、また利用時間も短縮される。そういったことでますます介護度が重くなってしまうのではないのでしょうか。担当課としてはそうは思われませんか。来年度すぐには導入されないようではございますが、政府の考えることですから、数年後には導入されるでしょう。そういったことで担当課としては、そんなことをされて現状に合わないこういった転換がされるということで、こういったそれについての見解をお持ちでしょうか。また総合事業、これの実施主体、これはどこでございませうでしょうか、お答えお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

先ほどの議員仰せの総合事業への移行された安上がりのサービスということでございますが、これにつきましては必要な方には必要なサービスをお届けするということが基本といたしまして、現行相当サービスを残し、緩和型も取り入れる中で、緩和型につきましては選択肢の1つ、多様なサービスを提供させていただき、その中から選んでいただくということの観点から、緩和型のサービスを選択していただくことにより、自己負担も減るということもございます。ご自身が自立して生活していく上で、この緩和型のサービスで十分であるということを選んでいただいた場合にそういう選択肢も入れるという観点から、サービス提供につきましてはケアマネのほうが必要な方に必要なサービスをお届けするというスタンスで計画を立ててまいりたいと思います。

また、総合事業の主体につきましては忠岡町でございますので、よろしくお願ひいたします。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

必要な方には必要なサービスといったことで、よく利用者の声を聞いていただきたいというふうに思います。

今おっしゃいましたように、実施主体は忠岡町です。要介護1・2が総合事業に移行されると、今検討されているわけですが、2021年度されなくても、さらに次の改定時には介護保険からの追い出し、これは政府、躍起になって強行しようとするでしょう。先ほど言われましたように、総合事業は市町村事業であり、実施主体は忠岡町です。介護保険から外されて総合事業に移行されても、今までどおりの現行相当サービス、必要な人には必要なサービス、町が責任を持って、それ以上重度化させない、そして要介護1や2の方には認知症の方もおられます。必要なサービスを一律に取り上げる、そういったことのないようよろしくお願いいたしますと思います。一言だけお願いします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

住み慣れた土地で住み続けることができるよう、必要な方には必要なサービスをお届けできるように努力してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

よろしくお願いいたしますと思います。

そこで、介護保険の2番目なんですけれども、サービスの水準を下げるとどういったことが起きるのか。2017年4月から全国で始まった総合事業ですね。大東市は2016年4月にスタートしました。介護保険からの強引な卒業を進めて、必要なサービスが受けられない事態が起こっています。

大東市が超高齢化社会に立ち向かう方法としてとった手法とは、介護予防の強化として住民主体の通いの場を増やして、大東市が作成した「大東元気でまっせ体操」を普及する。そして、介護専門職以外の新たな支え手の確保で、高齢者による生活サポーターを活用する。そして、介護保険の上手な使い方をみんなが知るといふ手法であります。できることは自分でやって自立を目指す。

しかし、このようなやり方は、介護保険を利用できないサービスにして、卒業させた人を自立どころか孤立させてしまっています。住民主体事業は事故が起きた場合の責任も所在も曖昧です。大東市の社会保障推進協議会が行いました大東市介護保険「困りごと」聞き取り調査報告書では、要支援1の認定を受けている一人暮らしの女性ですが、行きたかったデイサービスには行けず、不満を訴えています。物忘れと腰・足の痛みを抱え、福祉用具のみの利用で不安、そして「元気でまっせ体操」には参加していない。また、デイサ

ービスの利用者には、ケアマネジャーがデイサービスをやめて「元気でまっせ体操」に切り替えるようにしつこく働きかけてくる。この事例では「必死で踏ん張っている」と、こうアンケートに答えられた方は言われていますが、こうした働きかけによって多くの利用者がデイサービスを追われていったことがうかがえます。

また、もう一つの事例では、一人暮らしの男性で、アルコール依存症で認知機能が低下してきて、自分で生活管理ができないで、食費が残らず栄養不足。要支援1のためにヘルパーが利用できないで、訪問看護が入っていますが、限界であるという事例です。介護保険から切り離し、自治体が新たに設定したサービスに移行させたために、介護が必要な人が必要なサービスを受けられない、こういうことが起こっております。

大東市が行っている「元気でまっせ体操」には、週1～2回参加している、このような回答もありますが、脚が悪い、体の負担が大きい、病気を持っていて病院へ行くのが精いっぱい、参加できる状態ではないと、こういった回答が返っているわけです。大東市は全て緩和されたサービスに移行したものですから、デイサービスもほとんど撤退したと。行くところがない、居場所がないと、そういった声も聞かれているわけです。

そこで、町長の施政方針の中で、「新たにスポーツセンター指定管理者と連携をし、介護予防の強化を図り、活動的で生きがいがある生活を送ることができるよう、自立支援の促進を図ってまいります」、このように言われております。このスポーツセンターと連携とはどういったことをお考えなのでしょうか、これについてお尋ねいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

次年度の施策につきましては、社会福祉協議会の小地域ネットワーク事業とも連携し、地域の住民が集会所に集い体操することにより、地域住民のつながりを深めることにも活用するということで、この地域の集会所にコパンスポーツのほうからインストラクターを派遣していただき、健康寿命延伸に向けた体操事業を行ってまいりたいというところがございます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

今のお答えで、集会所にインストラクターが出向いて、健康体操のようなことをするんでしょうね。しかしながら、果たして町内に集会所、数カ所ございますけれども、高齢者

が集まるのか。現在、サロンのように定期的に開放されている集会所でしたら人も集まっているでしょうが、そうでない地域では、どのように人を集めることを考えているのか。

そこで、お聞きいたしましたけど、心配なのは大東市のような、今先ほども言わせていただきましたけども、「元気でまっせ体操」のようなことで、要支援1・2の方を更新認定で「自立」つまり非該当になり、サービスが使えないような仕組みをつくってしまう、そのようなことにならないのか。町長の施政方針に「スポーツセンター指定管理者と連携をし、自立支援の促進を図る」と言われています。しかし、真の自立ではなくて、大東市のようにサービスの取り上げ、そういったことが生まれまいかということが心配されます。

要介護1・2の方がこういった緩和されたサービスに移行しよう、そういった政府の狙いではありますが、住民の一人一人の顔が見えると、そういった小さいまちです。サービスの水準を後退させることなく、現在のサービスを利用している方、また新たに介護を受けようとしている方に影響が出ないようにすることが、自治体の役割であると思います。このことについてはいかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

サービス水準につきましては、厚生労働省から具体的な制度改正についてはまだ示されておりませんが、介護保険制度を持続可能なものとするために、制度の見直しに不断に取り組むとともに、介護保険制度への信頼を高めていくことが重要で、高齢者の尊厳を保ち、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、要介護状態等の軽減・悪化の防止に資するよう、必要な保険給付等を行ってまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

これまで、社会保障のためと言って消費税、去年10月から10%に上がりました。このように大增税を強行した安倍政権であります。通常国会の施政方針演説で、全世代型社会保障の名で75歳以上の医療費を窓口負担倍増、このようなことも打ち出しております。6月ごろには基本方針、つまり骨太方針を閣議決定するとします。そして、この中で、介護の分野でも要介護1・2の人は生活援助を保険給付から外す、そして介護サービス自己負担の2割、3割負担の対象の拡大、介護施設の食費、部屋代の大幅な引上げも検討されています。年金月額10万円を超える人の施設利用者負担を大幅に引き上げる。特

別養護老人ホームの相部屋でも4割近く引き上げて、月2万2,000円の負担増、そしてショートステイは食費を1日当たり210円から650円も引き上げる。現在、預貯金などの制限を1,000万円から、所得段階別ではありますが、650万円から500万円、このように引き下げて、多くの方を対象から排除すると、こういったことも考えているわけなんですね。

この負担増は、減り続ける年金による老後の生活苦に消費税増税が追い打ちをかけている中で、利用者、家族への経済的影響は極めて大きいものであり、絶対に認めるわけにはいきません。少ない年金で何とかやりくりして暮らしている人たちにとっても、あまりに酷な仕打ちであります。特に預貯金制限を650万、500万円と引き下げるということになれば、補足給付そのものが受けられなくなって、入所費用が一挙に倍になる人も出てまいります。このように改悪、改悪が目白押しであります。

サービスの削減、負担増の目白押しの見直しでは、高齢者の生活を守り支えることはできません。これから高齢化が一層進む中で、お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要とときに利用できる制度への転換は、全ての高齢者の願いであります。直接、高齢者の実態を見ておられる本町として、国に対しても、実態に合わない制度への転換、また住民の負担増をするなどということは要望していただきたいと思います。そして、本町としてサービス水準を後退することなく、また受けられない人が出ないように、この国の悪政に向けてもちろんとした受け皿をつくっていただくよう役割を果たしていただきたい、そのように思います。

これについてご答弁お願いしたいと思います。国にも要望もしていただきたい。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

必要なことにつきましては、府ですとか町村長会等を通じまして国へ要望してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

よろしくお願いいたします。

次に、第9次高齢者社会福祉計画についてお尋ねいたします。

これまで財政健全化で、敬老祝い金、福祉見舞金がなくなりました。敬老の日でした

か、配られていましたかりんとうですね。せめてあれだけでもという声も聞かれます。そういったお菓子だけでもうれしかったよという声が聞かれていますので、ぜひ復活もしていただきたいというふうに思っております。

そこで、2021年度、先ほど申しました介護保険ですね。この見直しに合わせて、今、高齢者福祉計画、策定するために住民にアンケート調査を送られております。65歳以上で要介護認定を受けていない方、無作為に抽出した1,400人の方に送られております。アンケート調査の地域での活動についての中で、「あなたの近所や身の回りに手助けを必要とする方がおられた場合、あなたはどのようなことならできるとお考えですか」という項目が設けられております。できることに丸をしてくださいということですが、話し相手、買物や移動の手助け、家事の手伝い、ごみ出し、見守り等々、書かれております。書いてはおりますが、逆に手助けをしてもらいたいという人があっても、それが活用できるのでしょうか。活用できないといった状況ではないのでしょうか。

社協にはボランティアセンターもあります。しかし、生かされていないのではないかと。また、住環境についても、日常生活は自立しているが、体調に不安がある。低所得者、高齢者が住み慣れたまちで暮らせるよう住環境の支援も必要ではないのでしょうか。本町には入れる町営住宅もない。府営住宅は何度申し込んでも当たらない。そのような状況のもと、町として家賃補助をするなど住まいの人権、これを保障してあげる、そのことで経済的支援にもつながることが今求められているのではないのでしょうか。これについてお答えをお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築の推進を図っているところでございます。

今行っております住民アンケート、高齢者の介護予防の日常生活圏域のアンケート、あるいは在宅介護実態調査のアンケートでございますね、そのアンケートを基に、何が必要で、本町として何ができるのかということを考えながら計画策定してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

計画を作る上で、前回の計画も見させていただいておりますが、この計画の中で抜け落

ちているものですね、そういったものがあるのではないかというふうに思います。今申し上げましたように経済的支援、また公的な役割と併せて、ボランティアも生かしていただいて、人的支援、そして住環境の支援、そういったことも計画を作る上でぜひお考えいただきたいというふうに思います。必要であるという認識はされておられますでしょうか。それについてお答えをお願いしたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員仰せのとおり、2018年の計画にもアンケートを取らせていただいた結果で、近所の手助けの部分で、手助けができると回答されている方も多々おられます。手助けが必要とおっしゃられている方も多々ございます。その中でうまくマッチングというか、その部分ができていなかったというところはあるのかも分かりません。それにつきまして本町で、本町の住民さんにとって何が必要なのか、そして本町として何ができるのかを考えながら計画策定してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

人的支援に併せて経済的支援ですね、そういったこともお考えになっていただきたいというふうに思います。せっかく社会福祉協議会の中にボランティアセンターもできましたんですから、それを活用していただく。やりたい人はいらっしゃるんです。でも、なかなか仕事が回ってこないということで、忠岡町でなく他市でボランティアに登録されたら、そういった方のお声もありますので、ぜひ活用も、公的支援ももちろん要りますけども、併せて活用していただきたいというふうに思います。

そして先日、高齢者のお家を訪ねますと、町から送られてきましたこのアンケート調査ですね。一生懸命書いておられました。ご主人は介護状態になって施設に入っておられます。1人で不安で、忠岡町に助けてもらいたい。「こんなこと、なかなか私は書かないんだけど、助けてもらいたいという気持ちで一生懸命書いた」というふうにおっしゃっておりました。住宅も古くて、雨漏りもかなりしています。そのお家ですね。そして、家の中に段差があって生活しづらい、そのような高齢者の生活の実態を町はちゃんと把握して、それに沿った計画、そういったことが大事ではないかというふうに思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員仰せのとおり、必要な方に必要なサービスが行き届くように、町のほうとしては行ってまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

1 1 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

1 1 番（河野 隆子議員）

今、少ない年金で、そして高い国保料、介護保険料、この支払い、そして病院に行けば診療代もかかります。ぎりぎりのお金で生活をしている低所得者の高齢者、こういった方は町内でも少なくありません。安心して暮らせることができるよう実態に合った計画ですね。そういった計画を作って、計画だけで終わらないで、それを生かされるよう、そういったことをぜひお願いしたいと思います。最後にこれについてのご答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

繰り返しとなるんですけれども、高齢者等の適切な在宅生活の継続や介護サービスのあり方等を検討することを目的として、主に在宅で要支援、要介護認定を受けている方を対象として在宅介護実態調査を、要支援・要介護認定を受けられている方、町内600名を対象に実施し、また地域の抱える課題の特定に資することなどを目的として、体を動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、助け合い、健康などに関する項目を厚生労働省が示された調査票を基本とし、一般高齢者を対象に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を、65歳以上の介護認定を受けていらっしゃらない方1,400人を対象として、現在アンケート調査を行っております。

これらの調査結果やその他の各種データを整理分析するとともに、各種会議等で出た課題や議論を整理した上で、介護保険事業計画策定委員会等の関係者が集まる場で地域の課題を共有し、対応を検討してまいりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 1 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

1 1 番（河野 隆子議員）

住み続けたい忠岡町、そういったことを目指すと町長は日頃おっしゃっておりますの

で、町長の施政方針に対しての質問でありましたので、町長も一言お願いしたいというふうに思うのですが、よろしいでしょうか。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

はい。

町長（和田 吉衛町長）

いろいろと改定、企画していく中で、本町は脆弱な財政ですので、潤沢に投入していくということはできませんが、できるだけ救済という精神をしっかりと持って、何でカバーできていくかということの後ほどタッグを組んでいきたいと思っております。

議長（杉原 健士議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

14時50分から再開いたします。

（「午後2時38分」休憩）

議長（杉原 健士議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後2時50分」再開）

議長（杉原 健士議員）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

5番、日本共産党、二家本英生です。通告に従い一般質問を行います。

まずは、新型コロナウイルスの対応について質問いたします。

感染拡大が止まらない新型コロナウイルス感染症の対応策についてお伺いいたします。

昨年12月、中国・武漢市で感染確認された新型コロナウイルスは、世界各地に広がり、国内でも1月15日に初の感染者が確認されました。政府の初期対応のまずさもありました。また、クラスターという集団感染も発生しています。対策が全て後手に回った安倍首相は、感染拡大の予防として、科学的根拠のないまま、政治判断として、対応策もないま

ま、2月27日夕方に突然、公立の小・中・高校と特別支援学校に対して、3月2日から春休みに入るまで休校を要請しました。この要請に対して、忠岡町でも翌28日に要請に従い、3月2日から小・中学校を休校とし、要請のなかった公立の幼稚園も休園としました。

急な要請であったため、現場はかなり混乱したと思います。そのため、近隣の自治体は対応策を立てる時間が必要との判断で、また、子どもたちに説明するため、翌週に学校を開ける自治体もありました。

こういった状況の中、忠岡町は誰が今回の判断をし、どういった科学的根拠で、3月2日からの休校・休園を決定したのか、担当から教えていただきたいと思います。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

今、議員お示しの新型コロナウイルスの感染拡大でございますが、議員もご承知のとおり、私ども教育委員会が決定した2月28日時点では、早朝に決定したわけですがけれども、本府の感染者は2名でございました。それで、3月10日、昨日時点での本府の感染者は73名と、実に36倍ぐらいの拡大ということで、国の専門家会議ではよく言われているのは、爆発的な感染には至ってないと、感染拡大には至ってないというふうにおっしゃっていますが、こと大阪を見る限りは、36倍というのは爆発的という形容詞を付けてもいいんじゃないかなと思うぐらいのスピードでございます。そのうち62名が例のライブハウス関連の感染でございまして、全国的に見ますと82名のライブハウス関連の感染者がいると。

議員もご承知のとおり、この感染症というのは疫学的に言いますと逆追いで、追うていつの時点で感染したかと、さかのぼって見ていくというのが、この経路とか場所を特定する方法でございます。3月の2日時点の私の決定でございますが、これを見ますと、ライブハウスでライブが行われたのが2月の15、16、19、21、23、24と。3月の2日時点では感染していたわけでございます。その時点では2名でございましたから、いろいろ判断された近隣の自治体もございましたが、そういうふうな時点で判断をさせていただきました。これはもう組織、設置者の最高責任者でございます教育長、私の責任で判断したというところでご理解ください。

以上です。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

先ほど教育長のほうからお示しがありました、確かに3月2日当時では感染者のほうも少なく、結果としてきのう現在、3月10日現在で大阪府では73名、感染者の拡大があります。ただ、その中というのは基本的には大人の世界で動いていることであって、今回の子どもたちにはあまり影響がないと言ったらあれですけども、子どもたちには何の罪もないという形になっております。

また感染、例えば子どもたちが感染したとしても、確かに今の科学的には症状が出にくく、また感染予防の意識も低いであろう子どもたちということで、その子どもたちの動きに制限をかけたのが、今回このような要請になったと思います。

また、突然の休園・休校で、子どもたちや保護者の気持ちを考えると、胸がとても痛みます。特に今月、卒園・卒業を迎えるために準備してきた最上級学年にとって、最後の学園生活をこういう形で終えてしまうことを考えると、ちょっとでも寂しい限りであります。

休園・休校中、家庭で面倒が見られない子どもに対して居場所づくりについても、週明けの3月2日から募集を始め、4日から子育て支援学級を開設することとなりましたが、忠岡町のホームページのみの発表でしたので、保護者に周知できなかったため、申込みが少なく、翌3日にメール登録している世帯へ一斉送信をしてお知らせをしました。しかし、登録していない保護者もいるので、全保護者への周知には少し疑問を感じます。

また、今回の要請で、忠岡町では児童館は閉館、文化会館・図書館は大人の利用のみで、高校生以下は立入禁止になっています。こどもの権利条約の趣旨や内容に照らしても反することだと思えます。

今回の措置で多くの子どもたちは行き場を失い、友達と触れ合いたい年頃ですので、外出禁止にもかかわらず公園やショッピングセンターで集まって遊んでいる姿をよく目にします。この状況は感染拡大の危険性が高いと思います。春休みも含めて約5週間、家でじっとしているのは、子どもの成長を考えると、マイナス要因が大き過ぎます。

この状況の中、教育委員会として、子どもたちや保護者に与える影響は何か検討されておりましたか、お答えください。

議長（杉原 健士議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

議員お示しの部分ではありますが、当然ながら、臨時休校するという事ですから、その影響も想定しながら判断したと。それも、ご承知のとおり27日の午後6時過ぎに緊急要請がありまして、それ以降子どもは本当に、どういう判断をすべきかという情報収集を対府に行いつつ、翌8時からもう協議を進めまして、8時半には決定したという、非常に

タイトな部分でありました。それは週末であるということ、それと中学校が学年末テストで早く帰らすということで、一刻も早く伝えなければいけないという時間的制約の中で実施したところでございます。

先ほど来議員が、この臨時休校で非常に楽しみにしていた卒園式・卒業式がどうこうという話でしたが、当然私も現場におった人間として、その儀式的意義も分かっているわけですが、私が最大限考慮したのは子どもの命、安全という部分で、これは確かに新しいコロナウイルスですから、相手方の攻撃の部分であるとか特徴とか弱点というのが分からない中で、一般的な感染症対策という形で対応せざるを得なかったという部分であります。

私どももいち早く、就労しているであろう午前中を臨時休業して、午前中、子どもの居場所がない、ほんまに困るなあということで、留守家庭児童学級の保護者に対しては、この週の前の金曜日の終わりまでに、終業までに連絡をとりまして、月曜からは臨時休校する3月2日からは留守家庭は午前中やりますよというので連絡は徹底いたしました。

同時に、決定と同時に、おっしゃるとおり短期就労でお困りの方もいらっしゃるであろうという形で、そちらのほうの部分を考えてところです。ただ、留守家庭で吸収するというのも一案ですが、お話もあったように、やはり感染のリスクを軽減するということは集団を細分化していくと、とにかく細かく輪切りにしていかなあかんので、現状の留守家庭に放り込むということは避けました。

それと、できる限り離して、教室で別の先生、我々学校の先生と違う指導者を求めてやりました。そういう形で2日から開設のめどが立ち、メールを各学校からも発信していただいていたところですよ。

現実にはうちに対してお電話で、お困りの方からの電話問い合わせというのは本当にないような状況で、現実、忠小が3名の登録、東小がきのう1名入って2名の登録ですが、今日は両方とも0名、0名で、のびのび学級には来てないような状況でございます。

私どもとしては何が一番か、子どもの命を守るんだということを第一にやったんで、それに伴う卒業式・卒園式の制約に関しては、これは申し訳ないと思うけれども、これはこの全国的な状況でご理解いただきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ご答弁ありがとうございます。先ほどの教育長の話をお伺いすると、大変苦渋の決断で、対応も迅速にさせていただいて、3月4日からの支援学級とかも開いていただいているというこ

となので、また子どもの安全と命を守るという見解も頂きましたので、今後もそのような形で対応していただきたいと思います。

そんな中ですけれども、学校には保健室や給食とかもあり、また生徒の様子を見る教員がいるなど、安全装置としての大きな役割があります。3月3日に文部科学大臣が国会で「設置者が学校を開くという判断をされれば、尊重する」という意見を述べられました。当然、先ほども教育長から回答を頂いた通り、感染対策を十分に行う必要がありますけれども、各自治体が状況に応じて学校を開いてもよいということでした。また、文科省より指導員等の見守りが可能であれば、図書館を開いてもよいという通知もありました。

また、今回の決定に際し、学校・幼稚園の各現場では、校長や園長が教職員の意見を聞く機会が設けられたと思います。しかしながら、今回、残念ながら保護者たちの意見を聞く場は設けられませんでした。さすがに全保護者に聞くのは厳しいことですが、例えば学校の保護者の代表であるPTAに、こういう緊急事態のときでありますので、意見を求めるべきだったと思います。その考えはなかったのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

意見を聞くというふうな、今議員のお尋ねですが、私は意見を聞くという、何のために意見を聞くかというのは、私の決定に資する、私が何かを決断するという部分に資するために意見を聞くというのが意見を聞くであって、意見を聞くのを目的とはしておりません。

今回は学校を臨時休校するかしないか、これの価値判断は、これが感染拡大の防止につながるか抑制につながるかという1点でございます。当然、そこでいろいろと出てくる、卒業式をどうするか、卒園式をするか、それも私としては認識はしておりました。しかし、まずは第一義、先ほども申しました命を大切にするという観点から言うと、私は先ほど申したタイトな時間の中で決定する中で、感染症の専門家の、保護者の名前を存じ上げておりません。この忠岡町にいらっしゃるのかどうかということで、私は医者意見は27日の夜に聞きました。2名、これは身内です。いここです。何名か医者がおるんですが、開業医をしている2名、1名は小児科医、1名は脳神経外科医ですけど、市の医師会会長をしております。

この2人に意見を求めたところ、どういう意見を求めたかというたら、今回の安倍首相のこれは本当に感染拡大防止に意味があるかという部分から聞きましたら、2人の共通する意見では「感染を抑え込むことは難しいが」、これは27日当時の話ですよ。「感染拡

大のスピードを抑え、医療崩壊を防ぐという意味では効果がある」という意見をもらいました。併せて、「感染拡大防止を徹底するというんやったら、保育所や幼稚園、留守家庭児童学級も閉めなあかんで」という形と、それから「あんたがおる大阪はなおさら効果があるんちゃうか」ということを言われました。結果的に冒頭申し上げましたこれだけの感染拡大をしていたということで、私の決断は間違っていないと、今は強く思っているところです。

以上です。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

教育長のそういう思いというのは伝わってはくるんですけども、保護者の立場から言うと、いきなりこういう話を聞かされて、先ほども子どもの安全を守るということでご答弁いただいておりますけれども、その対策した後に保護者なり、多分プリントとかで案内をしていて、こういう事態になってという案内を送っていると思うんですけども、もう少し丁寧な説明が必要であったのではないかなというのは少し思いました。

当然、急なことなので、そういうことになったと思いますけれども、やはり現場の教職員や学童の指導員等を含めて、現在の状況に対して必死で対応していただいていると思いますので、そのことについては大変感謝しております。そういった努力をしていただいている方々が報われるような、今回の教育長も対応していただいているんですけども、また、それが地域や町全体につながるような形で、安心して子どもを預けられる体制をつくっていただきたいと思います。

通告の4番で通告していました高齢者向けに対策を行ったかということについては、時間の都合上、割愛させていただきますので、ご了承ください。

議長（杉原 健士議員）

はい。

5 番（二家本英生議員）

続きまして、「忠岡町子ども・子育て応援プラン2020」についてご質問いたします。

来年度の施政方針で、子育て支援について、2020年から5カ年計画として「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「質の高い幼児教育・保育の提供をできるよう、様々な取り組みを進める」と述べられました。

この計画について、住民から皆さんから広くご意見・ご提案をいただくため、パブリックコメントの募集が、1月31日から2月28日までの期間、設けられました。まず募集

の方法について、住民の皆さんにどのような形でお知らせしたのか、お伺いします。また、その結果、集められたコメントは何件あったか、教えていただきたいと思います。よろしくお祈いします。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

令和2年1月31日から2月28日まで4週間、パブリックコメントを募集したところでございますが、件数はゼロ件でございました。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

お知らせ方法はどのような形でされておりましたでしょうか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

広報とホームページのほうに掲載しております。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

先ほどご答弁がありましたとおり、パブリックコメントの数がゼロ件というのは非常に残念な結果ではあります。前回、5年前の計画策定では、少ないですが、3件のコメントが寄せられております。広く住民から意見を集め、よりよい計画を町全体で立案していくものであるのに、いささか残念に思います。ほかの自治体でもパブリックコメントの募集には苦勞されているとお伺いしますが、今回募集に当たり広報やホームページに公表する以外、何か努力や工夫はされましたか、ご答弁お祈いします。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

今回、情報コーナーのほうに、あと図書館のほうと、原課の教育みらいのほうに設置いたしております。これは以前と変わっておりません。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

広報とホームページ以外に、図書館、情報コーナー等々、置いていただいているということだったんですけれども、なかなかそういう機会に触れる方というのはやっぱり少ないと思います。やはりそういうのを広く意見を集めるためには、そういう置いているということだけではなくて、現役世代である保育所や幼稚園、小・中学校などの関係各所のほうに、保護者に伝えていただくために置いておくという形もとっていただきたいかなと思いました。今後の検討としてよろしくをお願いします。

続きまして、計画の中身である施策の件でお伺いします。

応援プランを計画実行するに当たり、基本理念の実現を目指し、3つの目標を設定し、それに基づく施策がそれぞれ計画されております。第1期計画では129の施策が計画されていましたが、今回の計画では、素案の段階ですが、施策数が101で、28減少しています。企画が減少している理由を教えてください。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

計画における取組につきましては、第1期計画時は129件でしたが、今回の計画では101件で、28件の減となっておりますが、事業自体が終了したものが3項目、それ以外につきましては、第1期計画では同じような内容の取組を分けて掲載しておりましたが、できるだけ分かりやすく内容の簡素化を図るという観点から、統一できる項目については統一をすることで取り組んだ結果、28件の減となった次第であります。

しかしながら、新たな取組としまして、子どもの貧困対策の項目自体を追加していること、それ以外にも5年前には取り組んでいなかった項目として4つの取組を新たに掲載しておりますので、合わせて6件の新たな取り組みを行うなど、さらなる子育て支援の充実を図る計画としておりますので、どうぞよろしくご理解のほどお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

先ほどご答弁にありましたとおり、第1期の計画を踏襲した上で、また今後の少子化対策や社会情勢を踏まえた上での今回の企画数になったということです。今回の企画を策定するに当たって、第1期の施策を5段階評価をしていました。この5段階評価については誰が行いましたか分かりますか。教えてください。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

この計画を作る際、コンサル委託をしておりますので、コンサル委託のほうの意見もお伺いしながら、また子育て会議もやっておりますので、その中で決めていっているということでございます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

コンサルさんへ、子育て会議のほうでこういう意見がもまれたということで評価がなされているということが分かりました。

また、この評価の中で「ほとんど実施できていない」とか「全く実施できていない」という評価をしている点が幾つか見られます。取組内容の現状については計画の中で明示されていますが、実施できていない理由は明示されていません。その理由についてお聞かせください。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

理由につきましては記載しておりませんが、事実としてできなかったということで記載しているものでございます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

できなかつた分というのは、町としてこの5年間何もできなかつたということによろしいんですか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

実施できなかつたということをございます。ただ、次期計画につきまして、その辺の部分については課題として計画の中に盛り込んでいきたいと思っております。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

最初は第1期ということで、なかなかその計画が実施できるかどうかというのは思案するところだったとは思いますが、それを踏まえた上で、次期計画では実施できていない項目というのをできるだけ載せていただきたいと思います。

続きまして、今回の計画の施策についてお伺いします。さすがに101ある全ての施策を1つずつ詳しく聞くことはできないので、数点に限ってお伺いしたいと思います。

まずは、先ほども答弁がありました子どもの貧困対策についてです。教育を受ける子どもたちは、皆平等に学べる環境をつくる必要があります。当然、経済的に困難で教育を受けられないといったようなことがあってはいけません。忠岡町でも経済的な理由により、学習や生活に困難が生じている家庭に対して、中学校まで就学援助金制度や一人親家庭への医療費助成を行っております。

そこで、まず最初の質問です。最新の状況で結構なんですけれども、就学援助を受けている件数と児童・生徒数と、ここ2年の増減がもし分かれば教えていただきたいと思います。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

令和元年度の資料しか持っておりませんので、そちらのほうをご答弁させていただきます。

小学校につきましては、家庭が94件、生徒が122件、中学校におきましては家庭が70件、生徒が83件でございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

それだけの方が今のところいらっしゃるということです。忠岡町でも、ちょっと資料は古くなってしまいうんですけれども、2016年度の資料によると、全生徒・児童に対する就学援助率は20.8%でした。数字がちょっと変わってくると思うんですけれども、2019年12月現在では、その率が15.6%と下がっています。これは当然、分母である児童数の数も減っておりますけれども、2017年に生活保護基準が引き下げられたのも原因かと思えます。就学援助を受けられる対象が、生活保護基準に基づいて各自治体で算定されていますので、当然、基準額が引き下げになれば対象も減少します。逆に、各自治体で算定方式が設定できるのであれば、その基準を少し緩和し、就学援助を受けられる対象者を拡充することも可能です。

そこで質問です。今後の5年間の計画の中で、そういった基準の見直しについては検討していただけないでしょうか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

基準につきましては、毎年度、生活保護法規のほうが見直しされますので、こちらにつきましては教育委員会でも見直しをしております。昨年対象となっていた方が漏れるようなことがないように、基準のほうは見直しをさせていただいております。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

そういった形で、制度は変わったとしても漏れがないようにしていただけるというのは

ありがたい答弁だと思います。

時間があまりないので、最後の質問をさせていただきます。国の制度として就学援助の補助対象品目として、学用品、新入学児童生徒用品、学校給食など12品目が対象となっております。忠岡町ではクラブ活動費やPTAが補助対象にはなっておりません。クラブ活動ができないので友人との活動の場が少なくなり、仲間から外されることも考えられるかと思えます。補助対象品目の中に国の基準同等のことを検討される予定はありますか、お答えいただけますか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

この品目につきましては、大阪府下の近隣市町の動向も把握しております。なかなか町費の財政負担が大きいということで見直しはできていないところでございます。この部分につきましては、近隣の状況も参考にしながら検討してまいりたいと思っております。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

一言だけどうぞ。

5番（二家本英生議員）

時間も来ましたので、今後ともそういう形で近隣との兼ね合いも見ていただいて、できれば補助に入れていただきたいと思います。

以上で質問は終わります。

議長（杉原 健士議員）

以上で、二家本英生議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

6番、日本共産党の是枝です。今日の質問者の一番最後の一般質問をさせていただきます。

災害対策についてお尋ねをいたします。

今日、3月11日は、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から9年になります。マグニチュード9.0、最大震度7を記録し、警察庁によると死者は12都道府県で1万5,899名、行方不明者は6県で2,569名、震災関連死を含めると犠牲者は2万2,000人を超えます。避難生活をいまだに送っておられる方は、これは復興庁の調べで、2月10日現在ですが、いまだ4万8,000人、これは原発事故で帰れない方々も多く含まれています。

このような震災から9年がたちますが、個人の生活や生業の再建ができていない方も多くいます。仮設住宅に入居する避難者は1月末現在で、岩手県で578人、宮城県で18人、福島県113人となっており、宮城県では4月ごろまでにはゼロになるめどが立っておりますが、岩手県では10世帯の転居先が未定で、福島でも転居先が決まらない複数の世帯が残っています。このプレハブ仮設の供用期間は原則2年以内ですが、災害公営住宅の整備の遅れなどで、延長に延長が重ねられてきました。また、被災したままの自宅に暮らしている在宅被災者が大勢残されています。この方々への支援はまだ行き届いていません。被災者の生活の再建ができるように、また住居の修理と住居の確保への行政のさらなる支援が求められています。

さて、町長の施政方針には、災害対策に関して「自助」「共助」というものがありますが、「公助」という言葉はありません。例えば、災害発生時は自助の力が、避難所での生活は共助の力が大きく必要ですが、その後の仮設住宅、公営住宅といった住宅に関しては公助の役割が大きいと思います。

そこで、災害対策について、被災者の住宅の確保に関して、忠岡町はどう準備しているのか、質問したいと思います。

復興計画については、忠岡町地域防災計画の最終、「第4編 災害復旧・復興対策」というところで述べられています。そして、その中で、住宅に関しては、第1章第2節、被災者の生活確保の第4というところに、住宅の確保等というところで述べられています。災害時の住宅確保については都道府県が役割を担っています。忠岡町は大阪府から委託を受けられることになっていますが、そこは大阪府と市町村で協力して行うというふうになっております。

住宅の確保というのは、大阪府地域防災計画などを見ますと、応急仮設住宅、公営住宅への一時入居、民間の賃貸住宅などへの戸数が大阪府から割り当てられるようです。そのためには忠岡町は、住宅被災度区分判定（罹災証明）を出して、被災状況を把握して必要数を忠岡町は出さなければいけません。総務省のBCP、業務継続計画などを見ると、一般的には発災後3日以内に住宅被害度の認定に着手することになっています。忠岡町はそうなっているのか。ここが遅れるといつまでたっても避難所から出られなくなります。何か月もの間、避難所の体育館で雑魚寝をして、プライバシーもなく、こんな生活は1週間

でもしたくありません。一日も早く仮設住宅、災害みなし住宅に移れるよう、計画にも記載されているとおり事前に応急仮設住宅の実施要領を立てるべきだと思います。

そこで、住宅確保について、事前に準備するというのを、実は忠岡町の地域防災計画に「応急仮設住宅等の事前準備」のところで、こう述べています。「本町及び大阪府は、あらかじめ公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する」、中略ですが、「災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める」と、このように書かれています。ですから本町は、災害時の住宅の準備を事前しておくことになっているわけであり、まさに事前の準備、復興計画が避難所生活を短くできる鍵を握っていると思いますが、忠岡町では、被災者の住宅の確保についての事前準備、復旧の計画はあるでしょうか。また、それは役場の中のどんな体制で、事前準備、復興計画を作っておられるでしょうか、担当部長よりお答えをいただきたいと思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

大規模災害発生時には、まずは命を守る、命をつなぐための対応を最優先に取り組んでまいりますが、時間の経過とともに災害予防、それから災害応急対策、災害復旧・復興の3つについても、計画的に進めていく必要がございます。

大規模災害により多くの避難者が発生した場合の収容施設については、限られた公共施設の中で多くの人員が収容可能となると、小・中学校の体育館が候補になりますが、教育施設であることから、長期に及ぶ使用は難しいというふうに考えております。

被災者の生活再建に向け、応急仮設住宅の建設を行う場合、災害発生から2週間以内をめどに、予定地の調査及び大阪府に対しては仮設住宅建設要請をいたしますが、町域が狭く、候補地も限られた本町では、仮設住宅建設よりも空き住宅を借り上げるほうが、迅速に入居ができ、居住性能も高く、コストも低く抑えられるなど、有効な手段であると考えております。

災害や避難者の規模によってその都度の対応が必要となりますが、できるだけ迅速な対応をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

事前準備という実施要領なり計画を作っておられるかということについてお答えがいただけてないんですけれども、それは作っておられますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

特段そこに特化したものは、まだ今のところは作成等はございません。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

建てる場所がない、また空き家の状況がどの程度かということは、やはり事前に把握しておくということは分かっていることなので、それはやっぱり準備はしていただかないといけないし、忠岡町の地域防災計画の中の空き家のところで、いまだに雇用促進住宅という言葉があるのですが、あそこは民間の住宅にもう売却されて、民間の住宅になっておりますけれども、それでも同じように借りれるようになっているんでしょうかというところはちょっと疑問がありまして、やはりきちんと、状況が変化したらそれに合わせたものでないと、当てにしてたら「そこは貸せません」と言われたら困りますね。ということで、やはり状況に応じて、変化があればそれに対応した計画の見直しということをしていただかないと本当に。

なぜ住宅のことを聞くかということ、おととしの台風21号の被災された方、特に半壊の方が8軒ありまして、屋根が飛んだらもう住めませんということで、その方々は民間の賃貸住宅を借りたりとかしました。しかし、大阪府の災害のみなし仮設住宅という募集があったのが、9月4日の被災だったのに11月の下旬に募集があったということで、12月に入って年末に転居できるという、そのときには皆さんもう住宅を借りて、引っ越しして、契約もして、また仮設住宅に引っ越しをするなんて、なかなか間に合わないんです。間尺に合わないという状況だったんです。遅かったです。

だからやはりそういう、また仮設住宅なので2年なんです。2年間のためにせっかく借りたところを解約して引っ越しして、また2年したら出るなんて、そんな方ってなかなかいません。だから、やはり住宅をこうやって募集をするのであれば、避難所から仮設住宅に行くわけですから、普通はね。そしたら3カ月も4カ月も避難所で生活して、そういう仮設住宅に、みなし住宅に行ってくださいというのではちょっと遅いということなので、これは大阪府も多分見直しね。大阪府の防災計画とかの修正、見直しされています。忠岡町は当然されないといけないと思いますけれども、27年修正というままの防災計画であれば、即刻新年度は見直しをされるべきだと思いますけれども、その点で併せて、そういう計画の見直し、そして実施要領ですね。そういう住むところの確保についてされるお考えはないでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

仮設住宅、いわゆる住宅等につきましては、もちろん災害救助法の適用がある分については、実施主体の大阪府のほうがされると。30年の台風の場合は災害救助法の非適用でございましたので、大阪版ということで大阪府と忠岡町で実施させていただいたというところでございます。その他、計画等々について見直しが必要な部分もあろうかと思っておりますので、その辺りについてはまた見直しをさせていただいて、必要な部分については順次改正等を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

せっかく仮設住宅、みなし住宅というものをするんであれば間に合うように、被災者の実態に応じた形でそういうふうを実施していただくようにということは強く求めたいと思います。そのことでもよろしくお願いいたします。

2つ目の質問ですけれども、かねてから問題となっている本町の入札制度を改善することについてお尋ねをいたします。入札の問題は午前中に勝元議員からも質問がありました。私も質問をしたいと思っております。

本町の入札の結果がおかしい、談合の可能性、あるいは入札情報が漏れているのではないかとこの質問を始めたのが平成24年度からですから、もうかれこれ8年が経過しました。何度も質問をしております。しかし、全く改善がされません。当時は、入札結果を見ると、落札金額が最低価格ぴったり、あるいは数千円上回る価格で、特定の同じ企業ばかりの落札が目立っておりました。そして、議会でも指摘をしましたがけれども、それから数年たつと、落札金額が予定価格に限りなく近い98%や95%というものも、そういう結果のものが目立つ高値安定の入札結果になっていました。また、指名競争入札の際、指名理由が公表されず、いつも同じ企業ばかりが指名されている問題なども指摘してまいりました。

これには、私どもばかりではなく、他の会派の議員からも声が上がり、おとし議会の総務事業常任委員会として和泉市の入札制度について委員会視察をするところまでになりました。そして、昨年3月議会の一般質問において、忠岡町の入札制度の透明性の確保、公平・公正なものに改善するために、3つの質問をしましたがけれども、談合防止のための最低制限価格の事前公表、2つ目が指名競争入札の際の指名委員会の指名理由の公表、そして3つ目が、第三者委員会の設置などの入札制度の改善を求めました。

総務事業常任委員会でも視察されたという経緯から、そのときの町長公室長さんの答弁は、入札制度の改善を検討するという旨の答弁がありました。あれから1年がたちました。町長の施政方針には「検討する」と言って1年たった入札制度の改善には、一言も触れておられませんでした。この間、改善の状況を尋ねても「検討中です」というお返ししかございませんでした。一体どうなっているんだろうかという疑問がずっとあるわけであります。

そこで、お尋ねをいたします。1つ目ですが、入札制度の改善の検討の状況は、一体どうなっているのか。2つ目、検討が進まない原因はどこにあると考えているのか。3つ目、入札制度の改善に向けた調査検討する体制、検討委員会のような機関を設置する考えはございませんでしょうか。

以上3点、まとめて担当部長、公室長さんよりお答えをいただきたいと思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

入札制度の改善についてのご質問でございます。

まず、1点目でございますが、入札制度の改善・改革に向け、予定価格等の事前公表、それから第三者委員会の設置、それから現場説明会の廃止等も含めて、現在、担当部署において調査、研究、また他の団体のほうに出向いて情報収集等を行ってきたところでございます。ただ、今のところ、この4月から何か改善といいますか、具体的な方針等をお示しできるという状況には、今のところはないというところでございます。

2点目の、進まない原因はどこにあるかというふうなご質問であったかと思いますが、入札制度は本来、事業者が積算能力を発揮し、価格の自由競争を行うことにより、公平さを確保して、良いものを安い価格で迅速に調達するものであることから、最低制限価格を事前に公表することで適正な見積りによる自由競争の本来あるべき姿を損なうこと、くじ引きによる落札等が増加するなどの懸念も含め、検討しているところでありますが、また、先ほどの危機管理的なお話と同じになりますが、担当部署においても特に今年度は昨年4月に統一地方選挙並びに大阪府知事選挙が執行されました。また、7月には参議院通常選挙が行われるなど、選挙になれば一定の期間は優先的に選挙事務を行うことになり、通常の事務が停滞するというようなこともございます。危機管理的なお話と同じになるのですが、若干体制面的なそういった側面といいますか、そういったところの課題もあるのではないかなというふうなところも感じているところでございます。今後そういった体制面も含めまして、できるだけ早期に検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いたしたいと思っております。

それから、3点目でございます。改善をするための検討委員会を設置することについてはどうかというご質問でございます。入札制度の改善また改革に向け、今以上に検討内容が少しでも進捗できるようにするために、特に入札に係る案件、契約全般そうなんです、非常に全庁的にわたる部分もございますので、ご指摘いただいたことを踏まえまして、庁内、庁舎内ですね、そういった中での検討委員会等の設置も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

体制の不備であるということは誰もが分かっていることだと思います。担当部署がたくさん業務を抱えているので、そこだけに任せておくと、やっぱりほかの業務が入ってきたらそれがちょっとおぎなりになってしまうということになるので、ここまで遅くなってしまったのではないかという部分が否めないということでもあります。体制の不備ということはおっしゃられました。ということで、全庁的な検討委員会というものも検討していただくということの答弁でありましたので、これも契約は各課で、各部署で契約をしますので、やはり総務だけではできない話であるということであるかと思えます。そういうことでやはり全庁的に、この改善のことについては真剣に取り組んでいただく体制を早急に作っていただいて、まずはそういう検討委員会を立ち上げていただくことはぜひ早急にやっていただきたいと思えます。

やはり入札の結果が公表されて、それを見るとちょっとどうだろうというところが、そういうのが出てくること自体が、やはり出てこないようにするというので、談合の防止策であったりそういう透明性というところを確保する努力は不断に努力して、常にしていかなければいけないという課題であることは肝に銘じてやっていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

3つ目の質問に移ります。町長の施政方針には、本町の児童館とふれあいホールに指定管理者制度の導入を検討とありますので、そのことについて質問いたします。

指定管理者制度は、地方自治法第244条の2にあります。地方自治体が設置する公の施設の運営管理を、法人その他の団体に地方自治体が指定するものに委託できることを規定した制度です。このとき、委任する団体には民間企業やNPOなども指定管理者の対象として認められている点にその特徴があります。また、もう一つの特徴は、施設の使用権限を含んだ管理権限を指定管理者に委任することができるという点です。さらに、利用料金制という施設の利用料金を直接、指定管理者の収入として施設の管理経費に充てることのできるのも特徴です。これまでの業務委託とは明らかに異なるものであります。

指定管理者制度のメリットとデメリットは何かありますが、一般的にメリットは民間業者が蓄積したノウハウを生かし自主事業やイベントの充実ができると言われていています。デメリットは、地方公共団体と民間業者との目的の違い、相違点にあります。地方公共団体の目的は住民福祉の増進です。しかし、民間企業の目的は、利益の追求です。明らかに違います。つまり、自治体が本来持っている公の施設が果たすべき目的と、指定管理者である民間企業が考える公の施設を通じて達成しようとしている目的が、大きく乖離することで公の施設と管理運営方針に大きな乖離が生じる危険性があるのです。

もう一つのデメリットは、自治体に代わって指定管理者が公の施設を管理運営するため、自治体側に運営の意識が持ちにくくなる危険性があります。特に、自治体は指定管理者に委任した段階で、全ての責任まで委任したと誤認してしまう可能性があります。住民が要望を自治体に言っても、「指定管理者に任せてあるので口出しはできない。伝えることはしておきますけど」という考えに陥りがちだというふうに一般的に言われています。

自治体と民間企業の目的が明らかに違っているところをどう埋めていくのかということ、自治体が認識して、住民福祉の向上という目的をどう達成していくか、不断の努力を特別にしていかなければいけないという、そういうものであります。

デメリットはほかにもあります。企業が利益を上げるには経費の縮減をします。経費縮減の優先による住民サービスの質が低下したり、指定期間の終了を迎えて新たな指定管理者を公募しても、現行の指定管理者しか手が上がらず、運営に関する新たな提案が出にくいという問題点があると、一般的には言われています。こういう様々なデメリット面があるため、指定管理者制度の導入は慎重にしなければなりません。

こういったことを踏まえて、お聞きします。まず今回、児童館・ふれあいホールに指定管理者制度の導入を検討するに至った理由について、お聞かせください。

そして2つ目、その問題は、指定管理者制度を導入しなければ解決できない問題なのか。

3つ目は、指定管理者制度の問題点、デメリットをどう認識しているのかという、以上3点、教育部長さんよりお答えをいただきたいと思います。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

指定管理者制度を導入する理由でございますが、近年、子どもたちを取り巻く環境も目まぐるしく変化してきており、時代に即したよりニーズに対応した事業を行うため、児童館においては民間ノウハウを生かした遊びや学びを子どもたちに提供していきたいと考えております。また、ふれあいホールにおいては、事業としてはホールの貸出しのみとなっ

ており、町民が文化に触れ合うイベントなどの開催まではできていないことから、指定管理にすることで民間ノウハウを生かしたイベント開催の機会を創出したいと考えており、このたび指定管理者制度の導入を検討したということでございます。

2点目でございますが、ふれあいホールでのイベント開催などにつきましては、我々行政職員ではノウハウがなく難しいものと考えております。また、休館日につきましても財政健全化によりまして月曜日・火曜日・祝日としておりますが、指定管理となることで祝日の開館も見込め、利用者にとってはより利用しやすいものとなると考えております。

また、児童館においては、現在でも児童教室やキッズクラブなど学びや遊びを通したプログラムや活動を実施しておりますが、コンピュータールームの有効活用ができていないことや、またボランティアの方々の高齢化による事業の見直しなどが迫られていることなどが、今後、民間企業の知恵やノウハウを活用し協力して対応していくことで、子どもたちにより充実した遊びや学びの環境を提供できるのではないかと考えております。

3点目でございますが、指定管理者制度の問題点についてということでございますが、現状では特に問題となるようなことはないとは考えています。ただ、現在、ふれあいホールは指定避難所に指定しておりますので、災害時にはイベントが入っていても当然、本町による指定避難所の使用を優先していただくこととなります。この部分につきましては、募集要項に明記するなど注意は必要であろうかとは考えております。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

今お答えいただいた分で、まず1点目の指定管理者制度導入をする理由についてですが、忠岡町の行政職員であると、そういう文化的ないろいろな行事に関してのノウハウというところがないというところ、それは一定理解できると思いますが、そのことによってどういう影響が出てくるのかというところの、そういった影響がないだろうかとかいう慎重な検討をやはりしていただきながら、利用できていたのが利用できなくなってしまうとか、住民福祉の向上とって利用できなくなる住民が出てきたら、それは福祉の向上ということにならないので、そういったことがないとか、様々な角度から検討もいただいて、やはり施設の目的ですね。文化施設だということのように、部長さんおっしゃられた文化施設なんですね。ふれあいホールも児童館も子どもたちの教育文化の施設ということで、その施設の目的を今では十分達成できていない、今後継続していくことが困難であるというところの部分のお話がありましたので、そういった点についてはそうなのかというふうなところもありますが、これもまたよくよく検討していただきたいなど、慎重に対応していただきたいということで申し上げておきたいと思っております。

指定管理者制度の問題点、ないというんですけど、やはり物事にはメリットとデメリット、両方ありますので、デメリット面をいかに少なくするかと。見ないで対応しなければそのデメリット面はデメリットでどんと大きく出るので、やはり運営を任せてしまうと行政の関与が、共同運営者という意識がなくなってしまう。ほかの他の施設ですよ、他市とか他町とか、そういう研究が出ておりますので、そこは教育委員会、忠岡町、共同運営者として、委託したら委託しっ放しというような、そういうことではなく、スポーツセンターで一定この1年、まだ1年弱、たっていないですけれども、かなり教育委員会も改善のことやいろいろ、それは結構指定管理者に言っていたらと、協議していただいているという姿勢はわかりますので、そういった指定管理者制度の問題点が本当に問題点というふうにならないように、できるだけそこを埋めていく、出ないようにするという、そういう努力はぜひしていただきたいというふうに思いますので、そういった慎重な検討、十分な検討をしていただきたいと思います。

ということで、私の一般質問を終わります。

議長（杉原 健士議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これをもって一般質問を終わります。

議長（杉原 健士議員）

本定例会に付された事件は、議了いたしました。

議事の都合により、明日から26日までの15日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご異議ないものと認めます。

よって、明日から26日までの15日間、休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（「午後3時51分」散会）